

第3回定例校長会レジュメ

1 日 時 令和8年6月8日（月）午前9時30分から

2 場 所 島本町役場 4階 議会第3・4会議室

3 次 第

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 案件

① **教推** 小中一貫教育推進協議会におけるみづまるキッズプラン
取組状況について

② **教推** 令和8年度学校図書館司書連絡会について

③ **教推** 「人権標語」の募集について

④ **教推** 教職員の異動年限について

⑤ **教推** 水泳等の事故防止について

⑥ **教推** ネット上の偏見・差別について考える学習教材について

⑦ その他

(4) 閉会

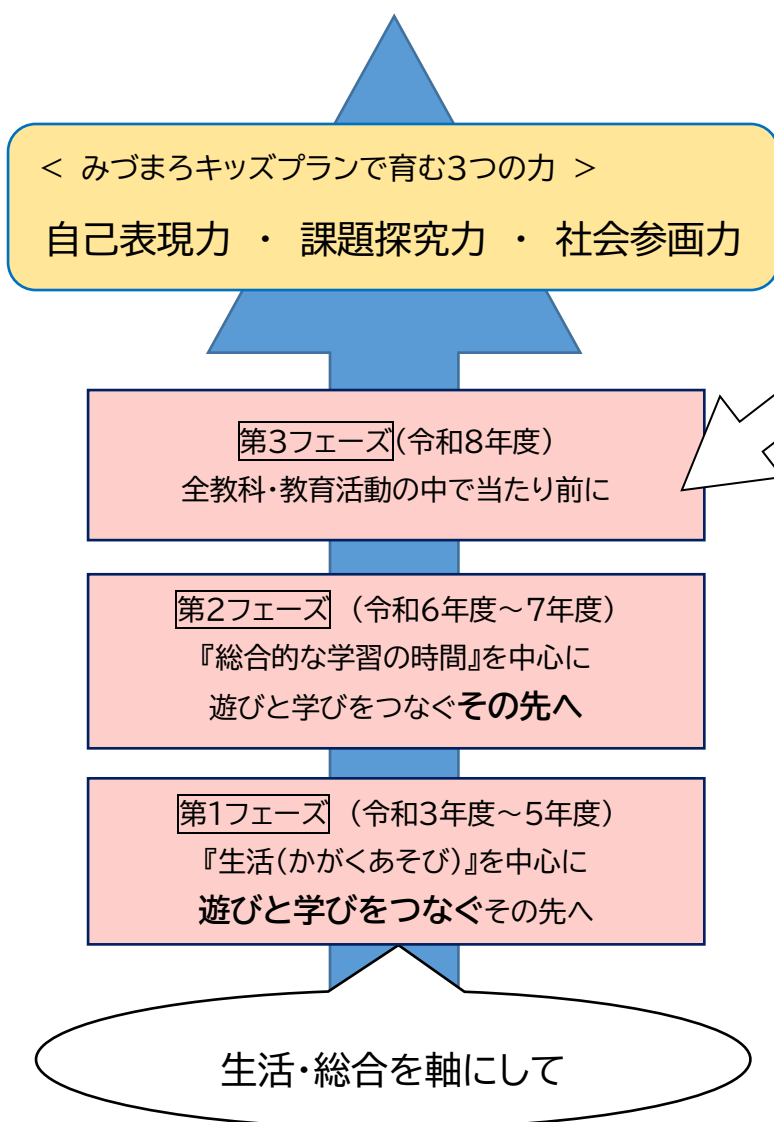
次回の日程 7月15日（水）午前9時30分から

島本町役場 4階 議会第3・4会議室

令和8年度小中一貫教育推進協議会
 【みづまるキッズプランに係る取組会議 スケジュール】(4.16案)

| 年間6回実施（主に第3,4木曜日） | | | |
|-------------------|--------------------------|--|--------------|
| 回 | 日時 | 内容 | 会場 |
| 1 | 4月16日(木) 16:00～17:00 | ▼第一回みづまる会議 ・昨年度までの取組の確認 ・今年度の見通しの共有 ・事務連絡 ・会長より | 三小 校長室 |
| 2 | 5月21日(木) 16:00～17:00 | ▼「みづまるキッズプランにおける計画・対話・環境に 関してのワークショップ」(仮) ・R7年度までの取組確認 ・R8年度のビジョンの共有 ※各校園所から、参加者を広く募り、 ワークショップ形式で実施 | 三小 ランチルーム |
| 3 | 7月末日() 15:00～17:00 | ▼「みづまるキッズプラン 第三フェースを意識した カリキュラムづくり」 ※町内各校でワークショップ形式で実施 | 町内各校 |
| 4 | 10月22日(木) 16:00～17:00 | ▼「夏の校内研で作成した、 各校のカリキュラムの交流～計画編～」 ※各校園所から、参加者を広く募り、 ワークショップ形式で実施 | 三小 ランチルーム |
| 番外編 | 11月 13:00～17:00 | ▼SE校(二小・二中)の公開授業参加(詳細未定) ※各校園所から、参加者を広く募る | 二小 二中 |
| 5 | 1月28日(木) 16:00～17:00 | ▼「夏の校内研で作成した、 各校のカリキュラムの交流～実践編～」 ※各校園所から、参加者を広く募り、 ワークショップ形式で実施 | 三小 ランチルーム |
| 6 | 2月25日(木) 16:00～17:00 | ▼総括 ・1年間の取り組みに関して ・各校園所の実践記録の取りまとめ ・効果検証 ・その他 | 三小 校長室 |

V. 令和8年度みづまろキッズプラン方向性



第3フェーズ(令和8年度)

計画

- ・3つの力を高める経験や学びが連続していく柔軟なカリキュラムへ。
- ・カリキュラムは、事前に想定した内容に捉われることなく、各々の学級での個々の児童生徒の要求と発達に即して、その内容や方法を決めていく緩やかなカリキュラムへ。

対話・会話

- ・児童生徒と対話しながら授業・教育活動を進めていく。日々の児童生徒との会話・対話を大切にする。
- ・同じ事を一斉に伝えても、児童生徒それぞれが答えを出すこと、自分で学びを見つけること、工夫できたことを尊重する。

環境

- ・教職員は、児童生徒に学びを提案する。
- ・児童生徒が「自ら考えて取り組む」「楽しいことを見つけようとする」姿勢を大切にする。

計画

単元計画指導案フレームの共通様式を作成しよう。

対話・会話

児童生徒と対話しながら授業・教育活動を進めていこう。

環境

3つの力の評価について考えよう。

第2フェーズ(令和6年度～7年度)

- ・『総合的な学習の時間』のカリキュラムの中で、どのように「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」を育むことができるだろうか……。アイデアを出し合ったり、共通認識を図ったり、実際にカリキュラムを見直したりしよう！（令和6年度）

- ・これまで学年で取り組んできた総合的な学習の時間の取組に、みづまろの視点から少しカリキュラムを捉え直し、実践し、成長過程を記録してみよう。それをもとに、必要な環境や意識を向ける先について、教職員で対話を通して共通認識を図ろう。（令和7年度）

島教教第649号
令和8年5月25日

各 学 校 長 様

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育推進課長

島本町学校図書館司書連絡会委員について（依頼）

標記については、島本町学校図書館司書連絡会設置要綱に基づき、各校の学校図書館司書に就任いただいております。

つきましては、委員に就任いただく学校図書館司書について、別紙の回答様式にて下記担当宛てに、令和8年6月5日（金）までにメールでご回答いただきますようお願いいたします。

< 担 当 >

教育推進課 小東

電 話 075(962)0391 (直通)

e-mail k-suishin@shimamotocho.jp

第 号
令和 8 年 月 日

島本町教育委員会事務局
教育こども部教育推進課長 様

島本町立第 学校長

島本町学校図書館司書連絡会委員について（回答）

令和8年5月25日付け島教教第649号にて依頼のありました標記の件につきましては、次のとおり回答します。

| 職 名 | 氏 名 |
|-----|-----|
| | |

島政文第146号
令和8年6月4日

各小学校長 様

人権文化センター所長

令和8年度「人権標語募集事業」の実施について（依頼）

時下、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本町の人権行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、人権標語の作成を通じて人権について理解を深め、人権を尊重する精神の醸成を図ることを目的として、平成26年度以降、標記の事業を毎年実施しております。

何かとお忙しいところとは存じますが、取り組みの趣旨をご理解のうえ、本年度もご協力いただきますようお願いいたします。

なお、表彰につきましては、学校長から受賞者に対して行っていただいておりますので、併せてお願いいたします。

※ 標語作品は各学校で10点選定いただき、9月7日（月）までに別紙様式により、データにて「jinkenbu@shimamotocho.jp」宛てにご提出いただきますよう、お願いいたします。

なお、過去3年分の受賞作品一覧も送付させていただきますので、類似作品については除外していただきますよう、併せてお願いいたします。

| |
|--|
| 総合政策部 人権文化センター 担当：坂上 電話番号：075-962-4402 |
|--|

「人権標語募集事業」実施要領

1. 目的

人権標語の作成を通して、人権について理解を深め、人権を尊重する精神の醸成を図ることを目的とする。

2. 主催

島本町・島本町人権まちづくり協会

3. 後援

島本町教育委員会

4. 募集作品テーマ

- ・ 日常の生活で人権について感じること
- ・ 平和の大切さ、命の尊さを表現するもの
例) 聞いてみて ちがう意見も 大切に
ひとりじゃない 尊い命 消さないで
変じゃない みんなちがって あたりまえ

5. 募集対象

町立小学校在籍児童

6. 募集期間

令和8年8月24日（月）～令和8年9月7日（月）

7. 応募方法

学校ごとに10点選定のうえ、応募する。
(別紙様式にてご提出ください)

8. 応募規定

- ・ 作品は標語形式で、自作、未発表のものに限る。
- ・ 個人応募、グループ応募を問わない。
ただし、1人もしくは1グループにつき1点の応募とする。

9. 取扱い

- ・受賞作品の著作権は主催者に帰属するものとする。
- ・結果は学校あてに通知する。
- ・受賞作品は島本町・島本町人権まちづくり協会が実施する各種人権啓発活動に活用する。

※活用例：人権週間啓発物品（学校、一般）

10. 選考

主催者において一次選考及び最終選考を行う。

11. 表彰

受賞者在籍校の二学期終業式において表彰(賞状を授与)する。

(参考)

過去3年の受賞作品

令和7年度

最優秀賞 「気づいてる？ 自分の心の SOS」

優秀賞 「かるく言う 自分の言葉に 責任を」

優秀賞 「受け入れよう 一人ひとりの ありのまま」

令和6年度

最優秀賞 「考えよう あなたがされたら どう思う？」

優秀賞 「大切な 命とちゃんと 向き合って」

優秀賞 「捨てないで 一人ひとりの ストーリー」

令和5年度

最優秀賞 「ちがっていい 自分の意見 大切に」

優秀賞 「胸張って じぶんのままに いきてゆこう」

優秀賞 「無理しない 自分の 歩幅で 歩もうよ」

島政文第62号
令和8年6月4日

各中学校長 様

三島人権擁護委員協議会島本地区委員会
会長 向井 秀史

第73回中学生人権作文コンテストの実施について（依頼）

時下、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、人権擁護活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本件につきまして、大阪法務局長から別添のとおり実施する旨送付がありました。本町におきましても人権啓発意識の普及・高揚を図るため、中学校の生徒から多くの応募が得られますよう、ご協力をお願い申し上げる次第です。

この取組の趣旨をご理解いただき、特段のご高配を賜りますようお願いいたします。

| |
|--|
| 総合政策部 人権文化センター 担当：坂上 電話番号：075-962-4402 |
|--|

中学生人権作文コンテストの応募フロー

令和8年度
島本町総合政策部人権文化センター
(三島人権擁護委員協議会島本地区委員会事務局)

◆中学校でお願いする作業◆

8月

① 法務局に送付する作品（概ね10編程度）を校内で選考してください。

② 「中学校人権作文コンテスト応募票」を作成してください。
※ 応募票内の「応募作品内容別内訳調べ」も必ず記入してください。

(注)コンテストにおける用語の定義

・「応募総数」…生徒が書いた作文の総数

※1 法務局に送付しない作文も含まれます。

※2 後日、応募総数に対応する数の参加賞（粗品）が配付されます。

・「作品送付数」…学校における選考を経て、法務局に送付する作文の数

【応募1】※紙媒体で応募する場合

上記①（校内選考後の作文）と②（応募票）を、逡送便にて人権文化センターへ送付してください。センターから法務局に作品を郵送します。

※8月31日（月）必着

9月

【応募2】※電子データで応募する場合(すべてWordに限る)

実施要領に記載の方法により学校から直接法務局へメール送信したのち、[人権文化センター（jinkenbu@shimamotocho.jp）](mailto:jinkenbu@shimamotocho.jp)にも同じデータを送付願います。



◆人権文化センターで行う作業◆

(ア) 法務局に送付する作品は、人権文化センターでも写しを保管します。

(イ) 法務局とは別に、島本地区の人権擁護委員が選考を行い、独自で優秀作品の表彰を行います。選考の際は、氏名等の個人情報を除いたうえで、閲覧します。

第73回中学生人権作文コンテスト実施要領

主 催 大 阪 法 務 局
大阪府人権擁護委員連合会
後 援 大 阪 府 教 育 委 員 会
大 阪 市 教 育 委 員 会
堺 市 教 育 委 員 会
N H K 大 阪 放 送 局
産 経 新 聞 社
関 西 テ レ ビ 放 送
大阪私立中学校高等学校連合会
ガ ン バ 大 阪
セ レ ッ ソ 大 阪

1 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的として実施します。

2 応募規定

(1) 応募資格

大阪府内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) テーマ

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 原稿用紙等

ア 原稿用紙の種類及び枚数

学校名・学年・氏名・題名を除いて、400字詰め原稿用紙（Word形式の電子データ又は紙媒体）5枚以内とします。

イ 必要記入事項

応募原稿には、次の①～⑤に掲げる事項を必ず記入してください。

①学校名

②学年

③氏名（ふりがな）

④題名

⑤別表 1 に掲げる作文テーマの番号（原稿用紙 1 枚目の欄外右下に記入する。）

ウ 翻訳文、反訳文

外国語で作文を作成した場合、視覚に障害があり点字又は録音テープで作文を作成した場合は、それぞれ原稿用紙 5 枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を添付するものとします。

(4) 応募方法等

ア 応募票

学校ごとに応募作文を取りまとめ、別添「第 7 3 回中学生人権作文コンテスト応募票」を作成願います。

イ 応募方法

(ア) 電子データでの応募

電子データの原稿用紙で応募する場合（応募作文の全部が電子データの場合に限る。）は、電子データによる応募票及び原稿用紙(注 1)を、電子メールで送信(注 2)する方法により応募願います。

(注 1) 応募票及び原稿用紙は、次の URL からダウンロードすることができます。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/keihatsu>

(注 2) 電子メールの送信は、別途、学校宛てにお知らせする方法により、送信してください。

(イ) 紙媒体での応募

紙媒体の原稿用紙、点字又は録音テープで応募する場合は、応募票及び原稿用紙の原本（応募作文の一部が電子データで作成されている場合は、当該データを印刷したものを原本とします。）等を別表 2 の応募作文送付先の法務局に郵送又は持参願います。

(5) 応募締切り

令和 8 年 9 月 1 1 日（金） 必着

3 表彰等

(1) 入賞発表の日

令和8年12月4日（金）（予定）

なお、入賞者には、あらかじめ所属校を經由して内報します。

(2) 表彰（予定）

次の各賞について表彰するとともに、表彰式を行います。

○最優秀賞

大阪法務局長賞 (1編)

大阪府人権擁護委員連合会長賞 (1編)

NHK大阪放送局長賞 (1編)

産経新聞社賞 (1編)

関西テレビ放送賞 (1編)

大阪私立中学校高等学校連合会長賞 (1編)

○優秀賞 (10編以内)

○奨励賞 (若干編)

(3) 表彰式

日程 令和8年12月上旬（予定）

場所 大阪市内（未定）

4 全国中学生人権作文コンテスト（中央大会）への推薦

本コンテストの最優秀賞入賞作文の中から、若干編を、第45回全国中学生人権作文コンテスト（主催：法務省、全国人権擁護委員連合会）に推薦します。

5 入賞作文等の公表

(1) 本コンテストの入賞作文については、応募者及びその保護者の同意を得た上で、応募者の学校名、学年、氏名（下記(4)の場合を除く。）、応募作文の題名を公表するとともに、優秀賞以上の入賞作文については、主催者が発行する人権作文集「永久の権利」、大阪法務局ホームページ及び報道機関等において作文の内容を公表します。

また、人権作文集「永久の権利」には一部の入賞者の写真を掲載します。

さらに、法務局及び関係機関が催す表彰式の模様は一般に公開する予定です。

(2) 入賞作文以外の応募作文についても公表することがあります。

また、主催者以外の第三者による刊行物等への転載を許可する場合があります。

(3) 作文の使用、編集、転載等に当たっては、作文の主旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

(4) 作文の公表に当たっては、応募者の意向に応じて「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがあります。

(5) 上記(1)から(4)までについて、不都合がある場合は、応募時に申し出てください。

6 注意事項

- (1) 応募された原稿用紙（電子データ又は紙媒体の原本等）は返却しません。
- (2) 応募作文は1人1編とし、未発表のものに限ります。他のコンテスト等と重複して応募したり、他人の著作物を自分の作文として応募することはできませんので十分留意の上、応募願います。
重複応募等が判明した場合、その作文については応募がなかったものとみなします。
- (3) 生成A Iの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とはなりません。
- (4) 応募作文の著作権は、主催者に帰属します。主催者に断りなく応募作文の転載・発表などをすることはできません。
- (5) 応募者の個人情報、応募作文の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用します。
- (6) 匿名での応募や、原稿用紙の枚数が5枚を超える作文は、審査の対象となりません。
- (7) 学校で作文を取りまとめる際に、明らかな誤字・脱字等があっても修正は不要です。本人以外の第三者による修正と思われる箇所があったときは、修正前の記述内容により審査を行います。

7 お問い合わせ先

応募に関する詳細は、以下の担当課までお問い合わせください。
大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06-6942-9492（直通）

< 作文テーマ一覧 > (実施要領項番 2 (3)イ⑤関係)

| 番号 | 作文テーマ |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 女性問題をテーマとした作文 (男女平等・DV・ハラスメント等) |
| 2 | こどもに関する問題をテーマとした作文 (いじめ・体罰・児童虐待等) |
| 3 | 高齢者問題をテーマとした作文 |
| 4 | 障害のある人に関する問題をテーマとした作文 |
| 5 | 部落差別 (同和問題) をテーマとした作文 |
| 6 | アイヌの人々に関する問題をテーマとした作文 |
| 7 | 外国人の人権問題をテーマとした作文 |
| 8 | 感染症に関する問題をテーマとした作文 |
| 9 | ハンセン病患者等に関する問題をテーマとした作文 |
| 10 | 犯罪被害者等に関する問題をテーマとした作文 |
| 11 | インターネット上の人権侵害をテーマとした作文 |
| 12 | 性的マイノリティに関する問題をテーマとした作文 |
| 13 | 震災等の災害に起因する人権問題をテーマとした作文 |
| 14 | 戦争と平和をテーマとした作文 |
| 15 | 環境問題をテーマとした作文 |
| 16 | 上記 1～15 以外の、人権問題、人権尊重をテーマとした作文 |

＜送付先一覧＞（実施要領項番 2 (4) イ (イ) 関係)

| 学校所在地 | 応募作文送付先 |
|--|---|
| 大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町に所在する中学校等 | 〒540-8544 大阪府中央区大手前三丁目1番41号 (大手前合同庁舎) 大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06(6942)9492 |
| 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に所在する中学校等 | 〒567-0822 茨木市中村町1番35号 大阪法務局北大阪支局総務課 ☎072(638)9444 |
| 東大阪市、八尾市、柏原市に所在する中学校等 | 〒577-8555 東大阪市高井田元町二丁目8番10号 大阪法務局東大阪支局総務課 ☎06(6782)5413 |
| 堺市、松原市、高石市、大阪狭山市に所在する中学校等 | 〒590-8560 堺市堺区南瓦町2番29号 大阪法務局堺支局総務課 ☎072(221)2756 |
| 富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村に所在する中学校等 | 〒584-0036 富田林市甲田一丁目7番2号 大阪法務局富田林支局総務課 ☎0721(23)2432 |
| 岸和田市、泉佐野市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、熊取町、岬町に所在する中学校等 | 〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号 大阪法務局岸和田支局総務課 ☎072(438)6501 |

第73回中学生人権作文コンテスト応募票

| | | | |
|--|---|---|---|
| 応募総数 <small>(本コンテストに取り組んだ人数)</small> | | 作文送付数 <small>(実際に送付する作文数)</small> | |
| | 人 | | 編 |

| | | |
|-------|---------------|------|
| 学 校 名 | (フリガナ) | |
| | | |
| 所 在 地 | 〒 — | |
| | | |
| 担 当 者 | (フリガナ) | |
| | | |
| 連 絡 先 | TEL: | FAX: |
| | Eメール: | |

(注意事項)

- 1 各作文には学校名、学年、氏名(ふりがな)、題名及び作文テーマ番号を明記してください。
- 2 「応募総数」は、このコンテストに取り組んだ総数(人数)を記入してください。
- 3 「作文送付数」は、応募総数の内数で、実際に法務局へ送付される作文数を記入してください。
- 4 応募票は各学校ごとに作成してください。
- 5 受賞作文については、一般に公表することとしています(入賞作文集及びホームページ等への掲載、報道機関による報道等)。また、その他の応募作文についても公表することがあります。
- 6 本コンテスト募集締切り後、応募いただいた生徒の皆様には参加賞を送付する予定です。各学校の御担当者様は、応募された生徒が分かるよう、氏名等を控えておいていただくようお願いいたします。なお、各学校への参加賞送付数は、応募総数(本コンテストに取り組んだ人数)と同数とします。

教職員の異動年限について

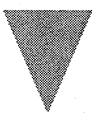
現行

新規採用者

現任校において**4年以上**勤務する者。ただし、**最長6年**を目途とする。

それ以外の者

現任校において**7年以上**勤務する者。ただし、**最長10年**を目途とする。



①教員の異動サイクルを早めることで、教職員の一層の資質向上を図る。

②学校の活性化とともに、人事の硬直化を防ぐ

これから

新規採用者

変更なし。

それ以外の者

現任校において**4年以上**勤務する者。ただし、最長8年を目途とする。

移行期間

R5末

新規採用者以外の者
現任校において**6年以上**勤務する者。
ただし、最長10年を目途とする。

R6末

新規採用者以外の者
現任校において**5年以上**勤務する者。
ただし、**最長9年**を目途とする。

R7末

新規採用者以外の者
現任校において**4年以上**勤務する者。
ただし、**最長8年**を目途とする。

※異動後の8年間に通算1年(365日)以上育児休業(産休を含む)を取得した者は、
現任校の在籍年数最長10年を目途とする。

教保第1307号
令和8年5月12日

各市町村教育委員会
学校教育指導主管部課長 様

大阪府教育庁
教育振興室保健体育課長

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、かねてから適切な管理・指導をしていただいているところですが、この度、別添のとおり、スポーツ庁次長から通知がありました。

つきましては、貴所管の各学校・園に対して周知徹底いただきますよう、お願いいたします。

また、日常の点検に際しては、別添資料「(参考) プール指導・管理日誌の様式例」を参考にする等、プールの給水・止水に関しても併せて周知徹底いただきますよう、お願いいたします。

なお、貴自治体における関連各所への周知についても、適切にご対応いただきますよう、お願いいたします。

<問い合わせ先>

教育振興室 保健体育課

[水泳の指導に関すること]

競技スポーツグループ 指導主事 峯上 寿仁 06-6944-6904 (直通)

[学校安全に関すること]

保健・給食グループ 指導主事 西川 弘樹 06-6944-9365 (直通)

今夏の水泳活動における事故防止のため、施設の安全点検、監視体制の強化、従事者への教育・訓練の必要性等、重点的に取り組むべき事項をまとめましたのでお知らせします。

8ス庁 第224号
令和8年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
浅野 敦行

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

つきましては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いいたします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いいたします。

さらに、スポーツ庁においては、誰もが安全に、安心して運動・スポーツを楽しめる社会を実現するため、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」を令和8年1月にとりまとめるとともに、プール施設の安全点検等に活用できる「施設の設置・管理運営者向けチェックリスト」を作成しております。事故防止のための措置を講ずるに当たっては、これらを参考にし、適切に活用されるようお願いいたします。

事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会に

おかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配意願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」及び「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）（令和6年7月10日付6文科初第885号）」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して、別紙の内容も活用し、効果的に周知されるようお取り計らい願います。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

(1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。

(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携 [2018年改訂版]」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf

スポーツ庁「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）
「運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者の皆さまへ」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20270209-spt_kensport01-300000789_10.pdf

スポーツ庁「運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者向けチェックリスト」

https://www.mext.go.jp/sports/content/20260122-spt_kensport01-300000789_17.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、監視員を含む安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこととし、公的な機関や公益法人等が実施する講習会の受講や公認資格制度の取得を促すこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。

2. その他の留意事項について

(1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B&G財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>

(3) 水泳場を利用する場合、その選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状態、潮流などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。また、水泳区域標識、監視所、救命用具など事故防止のための施設・設備等を確認するとともに、救急体制を確立するよう配慮すること。

【本件担当】

(スポーツ全般)

スポーツ庁健康スポーツ課 松尾、外岡

電話：03-5253-4111 (内線 2684)

アドレス：kensport@mext.go.jp

(学校体育)

スポーツ庁政策課企画調整室 飯田、外菌

電話：03-5253-4111 (内線 2674)

アドレス：skikaku@mext.go.jp

(学校運動部活動、地域クラブ活動)

スポーツ庁地域スポーツ課 行武、柴田

電話：03-5253-4111 (3953、3043)

アドレス：tiikisport@mext.go.jp

(学校プール施設・社会体育施設)

スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付 小林

電話：03-5253-4111 (3773)

アドレス：stiiki@mext.go.jp

学校における児童生徒等に対する水泳指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、以下の資料等を参考に、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

- ① 「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf
- ② 「水泳指導の手引（三訂版）」
（平成26年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm
- ③ 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」
（平成26年3月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ④ 「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA>
- ⑤ 「学校屋外プールにおける熱中症対策」
（平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
[h30nettyuusyou_pool.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/h30nettyuusyou_pool.pdf)
- ⑥ 「持続可能な水泳授業の実施に向けた参考資料について」
（令和8年2月スポーツ庁）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00054.html

(1) 普段使用しているプールと異なる環境で行われた水泳の授業中に、児童が溺れて死亡した事例などの重大事故事例も発生していることから、学校外のプールを活用する場合や日頃と異なる環境において授業を行う場合には、安全管理に問題が無いか、構造（水深やプールの形状（傾斜式、入水時のステップの有無等））も含めて、複数の指導者等により事前に十分な確認を行う等、対応に万全を期すこと。

また、水泳授業の指導の一部を外部に委託することも考えられることから、安全管理の方法や緊急時の対応等について事前に指導者・監視者等で共有するとともに、児童生徒へも必要な指導を行うこと。

特に小学校においては、水に十分に慣れていない児童や水深が深い場所では足がつかない児童もいることから、安全な授業が行われるよう、体格や泳力などに応じた適切な安全対策、授業中の十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。

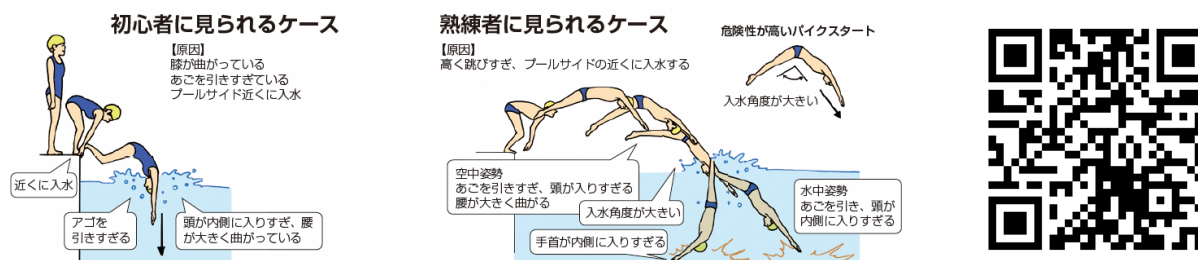
(2) 飛び込みによるスタート時には、深く入水し、水底に頭部を打ちつける等の重大事故が起きている。学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領では、「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としているが、高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講ずること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」等も参考に、安全な指導を行うこと。

(https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」 動画「スタートの段階指導」（平成26年3月文部科学省）抜粋

(3) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。

【令和7年度の災害共済給付の重大事故の例】

| 学校種 | 授業・部活動の別 | 事故の状況 |
|-----|----------|---|
| 小 | 授業 | 体育の授業中、学校外のプールで水泳をしていた際、25m泳ぎ終わったところで意識を失い、浮かんでいたところを発見された。救急搬送され、心室細動により入院して治療を受け、後日、除細動器を植え込んだ。 |
| 中 | 授業 | 体育の授業中、プールの短辺を泳いで一往復していた際、復路を泳ぎ切った後、プールサイドにつかまった状態で意識を失った。救急搬送され、入院して治療を受け、後日、除細動器を植え込んだ。 |
| 中 | 授業 | 体育の授業中、プールのシャワーの前の階段で足を滑らせ転倒し、腰を階段に強打した。冷却後、受診し治療を受けたが、第3、4腰椎棘突起骨折により、腰に疼痛が残った。 |

【令和6年度の災害共済給付の重大事故の例】

| 学校種 | 授業・部活動の別 | 事故の状況 |
|-----|----------|--|
| 小 | 授業 | 体育の授業中、学校外のプールでバタ足の練習をしていた際、プール中央付近に沈んでいるところを発見された。救急搬送され治療を受けたが、溺水により同日死亡した。 |
| 高 | 体育的部活動 | 水泳部の活動中、プールでスタート練習をしていた際、入水角度40度以上の状態で飛び込み、プールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され、頸髄損傷により手術を受けたが、四肢まひが残った。 |
| 高 | 体育的部活動 | 水泳部の活動中、プールで飛び込みの練習をしていて、スタート台から飛び込んだ際にプールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され治療を受けたが、第5頸椎椎体骨折により、せき柱に変形障害が残った。 |

2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

- ① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
(公益財団法人日本ライフセービング協会)
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>
- ②小中学生向け水難防止デジタル教材「水辺の安全学習アプリ」
(公益財団法人B&G財団)
<https://mizube-anzen.jp/>
3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」(平成28年3月 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>) や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」(平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf) も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。

水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故



飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

| 学校種 | 事故の状況 |
|-----|--|
| 中学校 | 水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも厳しい等の訴えがあった。 |
| 中学校 | 水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。 |
| 中学校 | 水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。 |

② 適切な安全対策



高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」 (https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)

動画「スタートの段階指導」



6 文科初第 885 号
令和 6 年 7 月 10 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

スポーツ庁次長
茂 里 毅

学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について
(依頼)

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨今学校プールの管理を担当することとされた教師等が給水の停止等をしなかったことで継続的に給水が行われ、結果として校長や当該教師等が水道料金を賠償する事例が発生するなど、学校プールの管理業務を担当する教師等にとって過度な負担につながっている事態も見受けられます。

学校設置者による必要な支援やチェック体制の構築等が十分に行われないうまま、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくありません。

こうした学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減するための取組として、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託したりすること等を通じて教師等の負担を軽減することが考えられます。各学校設置者におかれては、こうした取組について御検討いただくとともに、引き続き学校で学校プールの管理を行う場合でも、管理員の配置や自動で給水を止めるためのシステムの導入、複層的なチェック体制の構築、マニュアルの作成等を通じ、学校プールの管理を特定の教師等に任せきりにせず組織として適切に行うための環境整備を徹底いただくようお願いします。

また、学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して、水泳指導を行うことも考えられます。

以上の点に関して、文部科学省においては、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和 2 年 3 月 スポーツ庁）及び「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」（令和 2 年 3 月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）において、指定管理者制度、PFI、民間委託を活用した学校プールの管理・運営や公営・民営プールの活用等に関する事例を紹介しております。また、学校施設環境改善交付金を活用し、学校プールを新築する際に、自動で給水を止めるためのシステム等を含めて整備するこ

とも可能となっておりますので御参考にしてください。

これらの取組も含め、学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、今後、損害賠償請求を一律に行うのではなく、本件に係る損害賠償責任が特定の教師等に生じることのないよう、積極的な取組を御検討いただくようお願いいたします。

なお、文部科学省が従前より示している「学校・教師が担う業務にかかる3分類」(※)の考え方に照らせば、学校プールの管理については、原則「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であると考えられることを申し添えます。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、このことを十分に周知いただくようお願いいたします。

※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)において提言された、学校における働き方改革の推進のために、学校・教師が担う業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理したもの。

- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日中央教育審議会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm
- 「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月 スポーツ庁)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm
- 「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」(令和2年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部) https://www.mext.go.jp/content/20221212-mxt_sisetuki-000026367_1.pdf

| |
|---|
| 〔担当〕 文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課 地方教育行政係 (電話) 03-5253-4111 (内線4678) |
|---|

令和7年夏期（7～8月）における水泳等の事故

警察庁生活安全局生活安全企画課『令和7年夏期における水難の概況』参照
 ※（ ）内は中学生以下の子供で内数

【表1】 水難者数

| | 水難者数 |
|--------|-----------|
| 令和7年夏期 | 535人（103） |
| 令和6年夏期 | 601人（105） |

【表2】 場所別死者・行方不明者

| | 令和7年夏期 | | 令和6年夏期 | |
|-----|---------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 海 | 288(9) | 53.8% | 117(5) | 48.3% |
| 河川 | 187(5) | 35.0% | 88(11) | 36.4% |
| 湖沼池 | 28 | 5.2% | 10(0) | 4.1% |
| 用水路 | 21 | 3.9% | 20(1) | 8.3% |
| プール | 11(1) | 2.1% | 2(1) | 0.8% |
| その他 | 0 | 0.0% | 5(0) | 2.1% |
| 計 | 535(15) | | 242(18) | |

【表3】 行為別死者・行方不明者

| | 令和7年夏期 | | 令和6年夏期 | |
|----------------|--------|-------|---------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 水泳 | 27 | 11.2% | 24(3) | 9.9% |
| 水遊び | 39 | 16.2% | 39(12) | 16.1% |
| 魚とり・釣り | 52 | 21.6% | 51(0) | 21.1% |
| 作業中 | 14 | 5.8% | 15(0) | 6.2% |
| 通行中 | 10 | 4.1% | 6(0) | 2.5% |
| その他 | 99 | 41.1% | 107(3) | 44.2% |
| 陸上における遊戯・スポーツ中 | 1 | 0.4% | 1(1) | 0.4% |
| ボート遊び | 1 | 0.4% | 1(0) | 0.4% |
| 水難救助活動 | 2 | 0.8% | 9(2) | 3.7% |
| シュノーケリング | 15 | 6.2% | 9(0) | 3.7% |
| スキューバダイビング | 6 | 2.5% | 6(0) | 2.5% |
| サーフィン | 4 | 1.7% | 6(0) | 2.5% |
| その他 | 7 | 2.9% | 14(0) | 5.8% |
| 不明 | 63 | 26.1% | 61(0) | 25.2% |
| 合計 | 241 | | 242(18) | |

【表4】 年齢層別死者・行方不明者

| | 令和7年夏期 | | 令和6年夏期 | |
|------------------------|--------|-------|--------|-------|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 |
| 子供 | 15 | 6.2% | 18 | 7.4% |
| 未就学児童 | 1 | 0.4% | 3 | 1.2% |
| 小学生 | 4 | 1.7% | 6 | 2.5% |
| 中学生 | 10 | 4.1% | 9 | 3.7% |
| 高校生又はこれに相当する年齢の者 | 8 | 3.3% | 9 | 3.7% |
| 高校卒業以上に相当する年齢以上65歳未満の者 | 94 | 39.0% | 97 | 40.1% |
| 65歳以上の者 | 108 | 44.8% | 102 | 42.1% |
| 不明 | 16 | 6.6% | 16 | 6.6% |
| 合計 | 241 | | 242 | |

独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施している災害共済給付制度において
スポーツ事故（水泳・水泳指導中）に係る死亡見舞金・障害見舞金を支給した件数

○水泳・水泳指導中の事故等による死亡見舞金の支給件数

※令和7年度は速報値

| 学校種 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 総計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 中学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高等学校 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 総計 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 4 |

※学校種は発生校種

○水泳・水泳指導中の事故等による障害見舞金の支給件数

※令和7年度は速報値

| 学校種 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 総計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 小学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 中学校 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 |
| 高等学校 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 4 |
| 総計 | 4 | 1 | 1 | 2 | 3 | 11 |

※学校種は発生校種

プールの安全標準指針

平成 1 9 年 3 月

文 部 科 学 省

国 土 交 通 省

【目 次】

| | |
|------------------------|----|
| はじめに（指針策定の主旨） | 1 |
| 第1章 指針の位置づけ及び適用範囲 | 2 |
| 1-1 本指針の位置づけ | 2 |
| 1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール） | 3 |
| 第2章 プールの安全利用のための施設基準 | 4 |
| 2-1 プール全体 | 4 |
| 2-2 排（環）水口 | 6 |
| 第3章 事故を未然に防ぐ安全管理 | 8 |
| 3-1 安全管理上の重要事項 | 8 |
| 3-2 管理体制の整備 | 9 |
| 3-3 プール使用期間前後の点検 | 10 |
| 3-4 日常の点検及び監視 | 13 |
| 3-5 緊急時への対応 | 14 |
| 3-6 監視員等の教育・訓練 | 15 |
| 3-7 利用者への情報提供 | 16 |
| 参考 | 17 |

はじめに（指針策定の主旨）

本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

■本指針の構成について

- 基本的考え方（実線囲み） プールの安全確保に関する基本的な考え方を示したもの。
- 解説-----基本的考え方の理解を深め、適切な運用が図られるよう解説を示したもの。
- 参考-----解説に関連して参考になる事項を示したもの。

■本指針の表現について

本指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

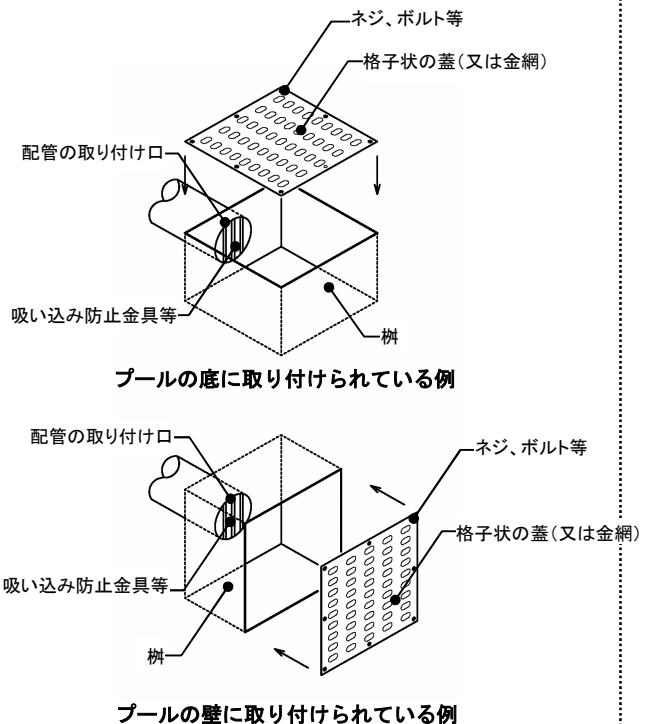
- 「～必要である。」-----プールの安全確保の観点から、記述された事項の遵守が強く要請されると国が考えているもの。
- 「～望ましい。」-----より一層のプールの安全確保の観点から、各施設の実態に応じて可能な限り記述された事項の遵守が期待されると国が考えているもの。

※「排(環)水口」とは-----「プール水を排水・循環ろ過するための吸込み口」

プール水の排水口及び循環ろ過のための取水口(吸水口)をいう。また、起流、造波、ウォーターライダーまたは他のプールへ循環供給するためのプール水の取水口も含む。

循環ろ過方式の排(環)水口は排水と取水(吸水)を兼用する場合が多く、通常、ポンプで水を取り込む取水口(吸水口)は箱形の柵がプールの床や壁に取り付けられ、格子状の蓋(又は金網)(以下、「排(環)水口の蓋等」又は「蓋等」という。)がネジ、ボルト等によって固定されており、柵の中にポンプへの配管がある。この他に循環ろ過方式では、ろ過したプール水を戻すろ過吐出口等がある。

本指針で用いる「排(環)水口」はこれまで使用されている排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等を同義語として扱い、これらの管の取り付け口と箱型の柵を一体として定義している。



第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。

(解説)

- ・本指針は、プールの設置管理者に対して、排(環)水口による吸い込み事故を含むプール利用者をめぐる事故を未然に防ぎ、プール利用者の安全を確保するために配慮すべき基本的事項を示したものである。
- ・本指針は、プールの安全確保について、設置管理者が取り組むべき事項を示したものであるが、これらの業務を外部に委託(請負を含む)する場合には、受託者(請負者を含む)に対し同様の対応を求めるものであり、設置管理者は受託者の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・本指針は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び(財)日本体育施設協会、(社)日本公園緑地協会で構成する「プールの安全標準指針(仮称)策定委員会」における検討を経て、文部科学省及び国土交通省により、プールの設置及び管理に関する技術的助言としてとりまとめたものである。
- ・本指針については、プールの利用実態や施設の性能向上等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

※「設置管理者」

プールの所有者(所有者以外にプールの全部の管理について権原を有するものがあるときは当該権原を有するもの)をいい、通常、地方公共団体への手続きでは、開設者、設置者、経営者等をいう。

1-2 本指針の適用範囲（対象とするプール）

本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置するプール施設及び既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内のプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。

(解説)

- ・本指針は、遊泳利用に供することを目的として新たに設置する、もしくは既に設置されているプール施設のうち、第一義的には、学校施設としてのプール、社会体育施設としてのプール及び都市公園における公園施設としてのプールを対象として作成されたものであるが、その他の公営プールや、スイミングスクールや民間レクリエーション施設のプール等の民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるものである。
- ・国の機関等における訓練用プール等、特定の用途に限定されるプールについては本指針の適用範囲として想定されていない。(ただし、これらのプールを一般に開放する場合を除く。) なお、これらのプール及び水遊び用プールなど遊泳利用に供することを目的としないプールにおいても、本指針の主旨を適宜踏まえた安全管理等を実施することが望ましい。

第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。

(解説)

(1)救命具

- ・プールサイド等に担架等の救命具を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくことが必要である。なお、AED（自動体外式除細動器）についても、救護室、医療室等適当な場所に配備することが望ましい。

(2)プールサイド、通路等

- ・プールサイド及び通路等は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有することが必要である。
- ・プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とする必要があり、素足で歩くことから粗い表面のものは避けることが必要である。
- ・幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分することが望ましい。

(3)監視室

- ・監視員を統括管理し、監視体制の充実を図るためには監視室を設置することが望ましい。監視室は緊急時の指令室の役割を果たすとともに、場内アナウンスや監視員の休憩所としても機能するものであり、設置にあたっては、プールの安全確保、事故防止、遊泳者指導等のため、できるだけプールに近く、プールの水域全体が見渡せる場所に、前面を開放またはガラス張り等とした監視室を設けることが望ましい。なお、プールが大規模で、監視室を水域全体を見渡す場所に設置できない場合は、監視台を充実させるなどにより監視室の機能を補完する措置を講じることが望ましい。
- ・監視室に電話や緊急時の連絡先一覧表（2 か所以上の医療機関、管轄の消防署・保健所・警察署、設備関連メーカー等）、従事者の役割分担表等を備えることが望ましい。

(4)救護室、医務室

- ・プール利用者の怪我や急病に備え、救護室、医務室等を設けることが望ましい。救護室、医務室等には、緊急時に直ちに対処できるよう、救命具、救急医薬品等を備えるとともに、ベッド、救急医療設備等を備え、床は耐水性とし、換気を十分できるようにすることが望ましい。

(5) 放送設備

- ・プールを安全に管理するためには、プール利用者に対する危険発生等を周知させるための手段を確保することが必要である。
- ・施設の規模等に応じて、放送設備を監視室に併設して設置することが望ましい。
- ・監視員と管理責任者が緊急時等に円滑に連絡を行うための通信手段を確保することが望ましい。

(6) 看板・標識類

- ・プールを安全に管理するためには利用者への適切な注意や警告も必要であり、適切な看板や標識類を設置することが望ましい。
- ・利用に関する看板・標識類は、施設の入り口付近で目に付く位置に設置することが望ましい。
- ・排(環)水口部を示す標識、排(環)水口に触れることや飛び込むこと、プールサイドを走ること等を禁止する警告看板等は、入場者全員の目に付く場所（プールの入り口部とプールサイド等）に2箇所以上設置することが望ましい。

2-2 排(環)水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置する等、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

排(環)水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすることや、蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれないような大きさとする等、材料の形状、寸法、材質、工法等についても十分な配慮が必要である。

(解説)

(1) 安全確保の基本的な考え方

- ・多くのプールは、循環ろ過設備によって衛生的で安全な水質を維持しているため、取水口及びポンプへの配管は必須であることから、清掃及び点検の際の不注意等による吸い込み事故の防止はもちろん、子どもがいたずらしようとしても事故が発生しないよう十分な安全対策を施すことが必要である。
- ・施設面からの安全対策としては、排(環)水口に二重構造の安全対策を施すことが必要である。また、不備がある場合は必要な改修が終了するまで利用を停止することが必要である。

(2) 二重構造の安全対策

- ・排(環)水口の吸い込み事故を防止するため、原則として排(環)水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を施すことが必要である。

[参考-1 排(環)水口の安全確保のための改善の一例]

[参考-2 配管取り付け口の吸い込み防止金具の一例]

- ・ただし、排(環)水口が多数あり、かつ1つの排(環)水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと(幼児であっても確実かつ容易に離れることができること)が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を施す必要はない。

(3) 仕様、工法への配慮

- ・蓋等は、重みがあっても水中では浮力により軽くなることや、子どもが数人で動かしたと考えられる事故例があることから、ネジ、ボルト等により固定されることが必要である。また、蓋等は利用者の接触やプール水の環流等による振動等により、それらを固定しているネジ、ボルト等にゆるみが生じることもあるため、ゆるみを生じにくい留め方とすることが望ましい。
- ・蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等が金属の場合は、腐蝕しにくく、かつ利用者の接触等による他の事故の要因とならないよう、用いる材料や工法にも十分に配

慮することが必要である。

- ・ 蓋等の穴や隙間は、吸い込みや吸い付き事故を防止するため、子どもが手足を引き込まれないような大きさとするとともに、指が蓋の穴等に挟まれる事故を防止するため、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮することが必要である。
- ・ 配管の取り付け口がプール駆体に直接開口している場合は、柵を設置した上で吸い込み防止措置を講じる等、二重構造の安全対策を講じる必要がある。
- ・ 柵を設置しても蓋等の上部の流速が強い場合は、排(環)水口を複数設置することが望ましい。
- ・ 配管の取り付け口がプール駆体に直接開口し、かつ、排(還)水口が身体の一部で覆うことができるような小さいサイズの場合でも、身体が吸い付いて水中で離脱できなくなる可能性があるため、吸い付きを防止するため、排(還)水口を複数設置する等の配慮が必要である。
- ・ また、異常発生時にポンプを緊急停止させるための停止ボタン、吸い付きによる事故時に配管内の圧力を抜くための装置を、監視員が常時待機しているプールサイドや監視室等に設置することが望ましい。
- ・ なお、吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定することが必要である。

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。

(解説)

- ・プールの安全を確保し、事故を防止するためには、施設のハード面とともに、点検、監視等を日々確実にを行うといったソフト面の充実が不可欠である。
- ・特に、排(環)水口の吸い込み事故対策としては、ハード面では排(環)水口の蓋等の固定や配管の取り付け口の吸い込み防止金具の設置等の安全対策が必要であり、ソフト面では安全対策が確実に確保されているかのプール使用期間前後の点検、日常の点検・監視による安全確認、異常が発見されたときに迅速かつ適切な措置が実施されるような管理体制を整備しておくこと等が必要である。
- ・なお、福祉施設等のプール（一般開放する場合を除く。）で、当該施設の職員が監視員として機能する場合においても、本指針で示す安全管理上の配慮事項を踏まえて、安全管理等を実施することが望ましい。

福祉施設等の例：リハビリテーション施設、知的障害者施設、児童自立支援施設、国立健康・栄養研究所、保育所

- ・事故を未然に防ぐための安全管理を徹底するためには、
 - 管理体制の整備
 - プール使用期間前後の点検
 - 日常の点検及び監視
 - 緊急時への対応
 - 監視員等の教育・訓練
 - 利用者への情報提供

が重要と考えられ、次節以下にそれぞれの内容を示す。

3-2 管理体制の整備

プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を明確にすることが必要である。

また、業務内容を管理マニュアルとして整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者は、適切かつ円滑な安全管理のために、管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員からなる管理体制を整えることが必要である。
- ・設置管理者は、管理業務を委託（請負も含む）する場合、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。
- ・管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員の役割分担と、選任の基準は以下のとおりとする。なお、当該施設の規模等によりそれぞれの役割を重複して担う場合もある。

●管理責任者

プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする必要がある。これらに関する資格を取得していることが望ましい。

●衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者は、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理にあたるが、管理責任者、監視員及び救護員と協力して、プールの安全管理にあたる必要がある。

選任にあたっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者とする必要がある。なお、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とする必要がある。

●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

[参考-3 プール監視員の主な業務の一例] 参照

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするこ

とが望ましい。

●救護員

プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる。

選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救急救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保することが必要である。なお、救急救護に関する資格を取得した者とするのが望ましい。

- ・設置管理者は業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底を図ることが必要である。
- ・学校のプール施設においても、上記の趣旨を踏まえ、組織や利用の実態に応じて適切な管理組織体制を整えることに留意することが必要である。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例] 参照

3-3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。

(解説)

- ・点検チェックシートを作成し、プール使用期間前に施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例] 参照

- ・特に、重大事故が発生する可能性のある排(環)水口の点検については注意を払い、必要な場合は専門業者による確認、点検及び修理を行うことが必要である。
- ・使用期間前の排(環)水口の点検は、
 - 蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されているか。(針金による固定、蓋の重量のみによる固定は不可)
 - 蓋等やそれを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないか。
 - 配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられているか。について行うことが必要である。
- ・清掃や点検のため排(環)水口の蓋等はずす場合は、ポンプが停止していることや、水が完全に抜けたことを確認してから行い、作業後、ネジ、ボルト等で正常な位置に固定しておくことが必要である。
- ・蓋等の変形、それらを固定しているネジ、ボルト等の破損、欠落等があった場合は、直ちに修理、交換を行い、安全な状態に整備しておくことが必要である。
- ・使用期間中にネジ、ボルト等が破損、欠落するといった場合に備え、ネジ、ボルト等の予備及び必要な工具を用意しておくことが望ましい。
- ・設置管理者は点検チェックシートを3年以上保管することが必要である。また、点検時には過去の点検結果との照合等を行うことが望ましい。
- ・点検チェックシートには、排(環)水口の所在を明示したプールの見取図の写しを添付し、保存することが望ましい。

- ・使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して次の使用に備えることが望ましい。
- ・通年使用するプールについては、上記に準じて1年に1回以上の定期的な点検を行うことが必要である。
- ・なお、吐出口についても、排(環)水口に準じた点検・整備を行う必要がある。

3-4 日常の点検及び監視

毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排(環)水口の蓋等が堅固に固定されていることを点検することが必要である。

また、監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせることが必要である。

(解説)

(1) 施設の点検

- ・点検にあたっては、目視にとどまらず、触診及び打診によって確実にを行うことが必要である。
- ・毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で正常な位置に堅固に固定されていることを点検することが必要である。
- ・点検にあたっては、点検チェックシート等を作成し、これを用いて確実に行うことが必要である。点検チェックシートとともに、気温(室温)、水温、利用者数、水質検査結果(プール水の残留塩素濃度等)、施設の安全点検結果等を記載する管理日誌を備え、使用期間中は、管理日誌に毎日の状況等を記載し、これを3年以上保管することが必要である。

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例
(管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)] 参照

- ・施設の安全点検の結果を掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

(2) 監視員及び救護員

- ・遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。また、監視員の集中力を持続させるために休憩時間の確保についても考慮することが望ましい。
- ・監視設備(監視台)は、施設の規模、プール槽の形状等により必要に応じて、プール全体が容易に見渡せる位置に相当数を設けることが望ましい。
- ・飛び込み事故、溺水事故、排(環)水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うことが必要である。
- ・なお、監視員には、排(環)水口周辺は重大事故につながる恐れのある危険箇所であること等、事故防止のための知識を十分に認識しておくことが必要である。

3-5 緊急時への対応

施設の異常や事故を発見、察知したときの緊急対応の内容及び連絡体制を整備するとともに、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底しておく必要がある。

施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないことが必要である。特に排(環)水口の異常が発見された場合は、循環または起流ポンプを停止することが必要である。

人身事故が起きた場合は、傷病者の救助・救護を迅速に行うとともに、速やかに消防等の関係機関及び関係者に連絡することが必要である。

(解説)

- ・利用者に危害が及ぶ可能性のある施設の異常が発見された場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 危険箇所に遊泳者を近づけない措置をとる
 - 遊泳者を速やかに避難させ、プール使用を中止する
 - プールの使用を中止した場合は、当該箇所の修理が完了するまでプールを使用しない
 - 排(環)水口の異常が発見された場合は循環または起流ポンプを停止する
- ・人身事故が起きた場合は、以下の対応をとることが必要である。
 - 傷病者を救助し、安全な場所へ確保する
 - 適切な応急手当を行う
 - 二次災害を防止する上で必要な場合は、遊泳者を速やかにプールサイドに避難させる等の処置を行う
 - 必要に応じて救急車を要請し、緊急対応の内容に従い関係者に連絡する
- ・緊急時の対応を確実にを行うには、従事者に対する就業前の教育・訓練の実施とともに、緊急時の初動心得の掲示、毎日始業終業時に行う全体ミーティングにおける確認等により周知徹底することが必要である。

3-6 監視員等の教育・訓練

プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者（請負者を含む）は、安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うことが必要である。

(解説)

- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、安全管理に関わる専門的な業務内容を詳細にわたって把握しておくことが必要である。その上で、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を就業前に行っておくことが必要である。
- ・特に、排（環）水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排(環)水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していることが必要である。
- ・教育内容は次の a～d の項目を必ず含むようにし、e については必要に応じて随時実施することが望ましい。
 - a プールの構造及び維持管理
 - b プール施設内での事故防止対策
 - c 事故発生等緊急時の措置と救護
 - d 緊急事態の発生を想定した実地訓練
 - e 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究
- ・訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むことが必要である。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくことが必要である。
- ・なお、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しては、就業前に同様の教育、訓練を行うことが必要である。
- ・特に、夏季のみ使用する施設では、アルバイトの監視員が毎年違う人材となる場合が多いため、教育研修カリキュラム等を準備しておくことが必要である。
- ・プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者(請負者を含む)は教育、訓練の実施にあたり、その記録を作成して3年以上保管することが望ましい。

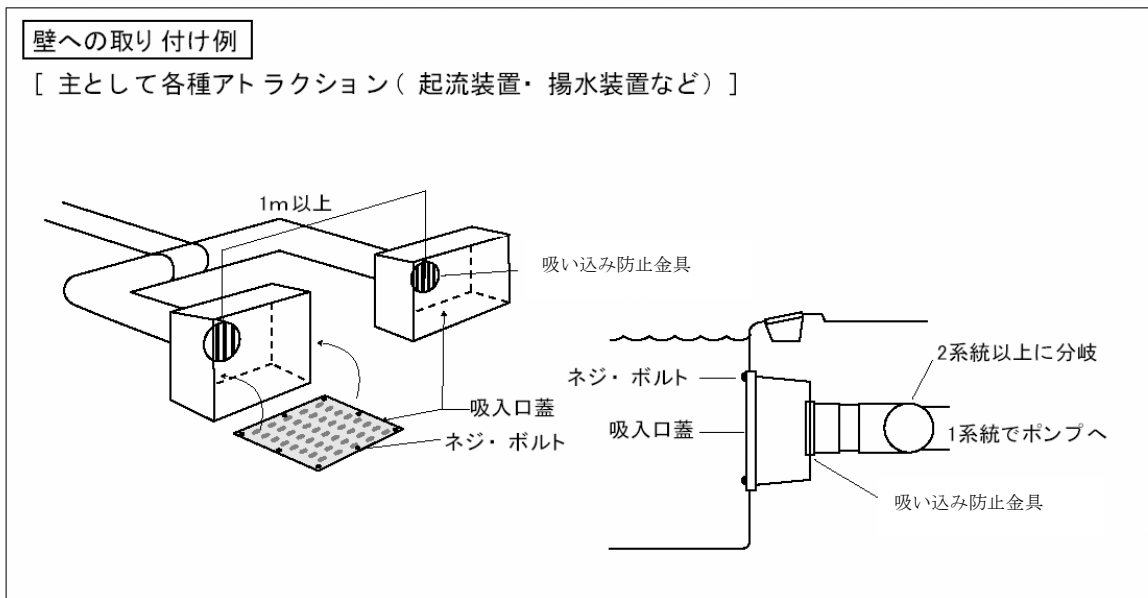
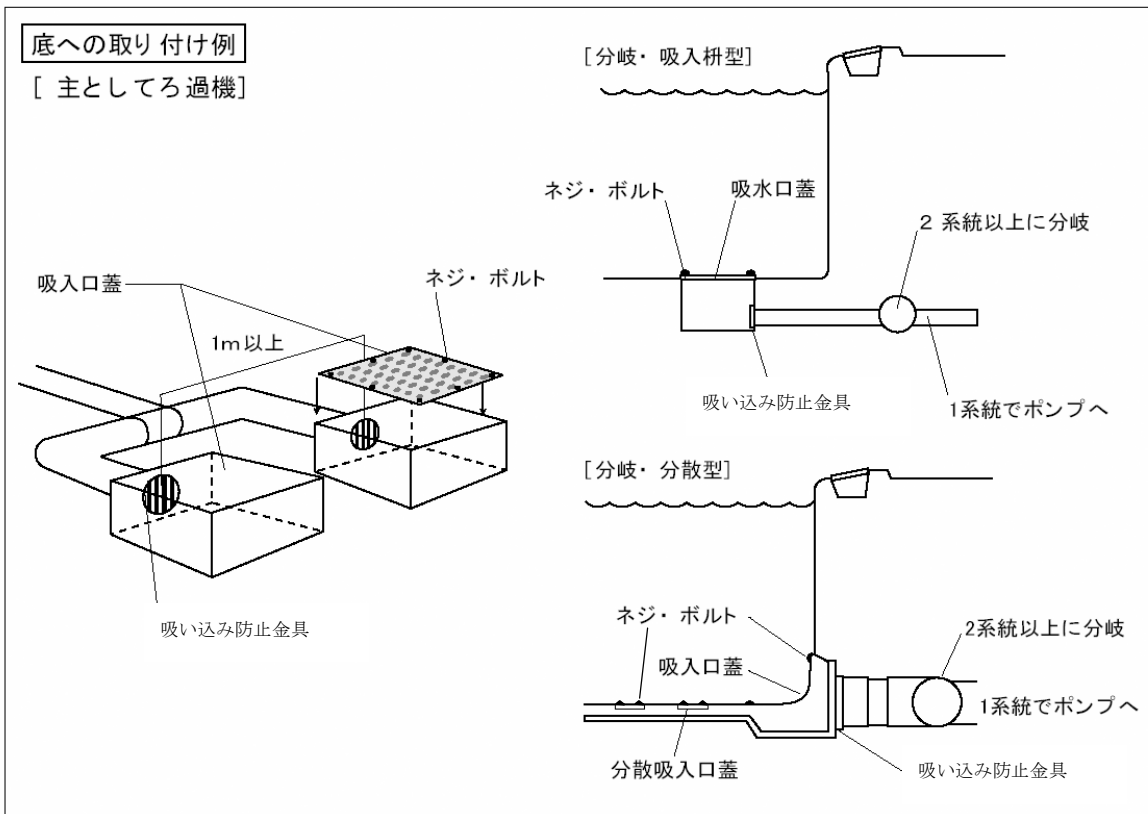
3-7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで掲示することが望ましい。

(解説)

- ・プールを安全に管理するためには、利用者に注意すべき事項・禁止事項、利用にあたって注意喚起を促す必要がある場所等について、入り口その他、遊泳者の見やすい場所及び注意を払うべき場所に標識、掲示板等を設置することが望ましい。
- ・重大な事故の危険性を有する排(環)水口については、プール利用者がその所在を容易に認識できるよう位置表示を行うとともに、排(環)水口付近で遊ぶと手を挟まれたり吸い込まれたりする危険があることを示すことが望ましい。
- ・位置表示は、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで、排(環)水口の位置を示したプール全体の見取図の掲示、及び、排(環)水口付近の壁又は底面その他見やすい箇所に存在の明示を行うことが望ましい。なお、見取図には排(環)水口の存在の明示の方法も記しておくことが望ましい。
- ・表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示することが望ましい。
- ・使用期間前の点検チェックシート、毎日の点検結果等を、プール利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで掲示し、利用者に伝えることが望ましい。

[参考-7 点検結果掲示の一例] 参照



[参考-2 吸い込み防止金具の一例]

出典) 健康運動施設開発機構



吸い込み防止金具の例



取り付け例

1 業務内容

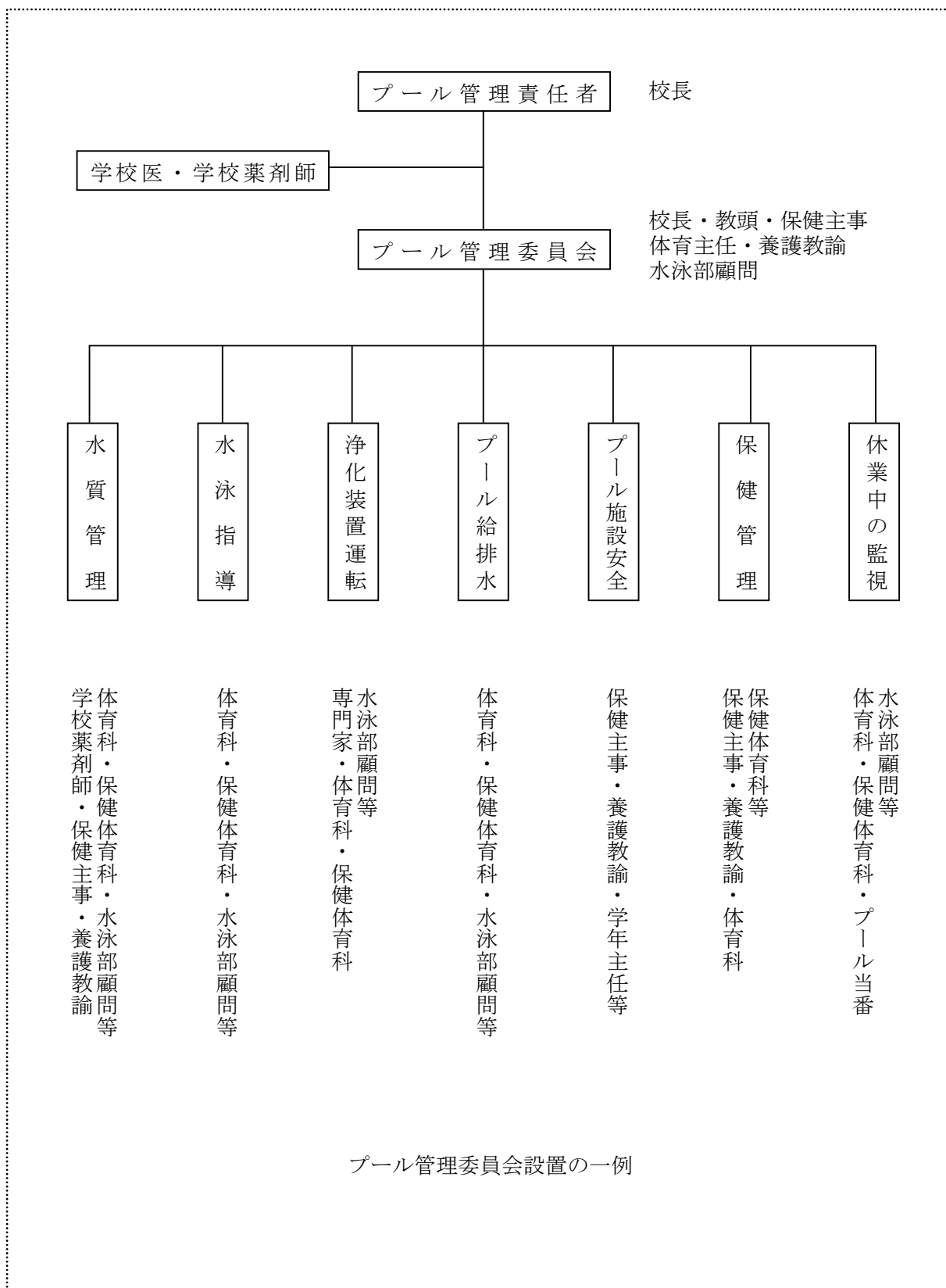
- (1) 入場者の安全確保及び事故防止のため、水面を中心に場内全域において監視を行う。
- (2) 事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理などの業務を行う。
- (3) 利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者等の付き添いを求めるなどの指導を行う。(利用者の体格と水深の関係は、概ね立った状態で、肩が水面から出ていることを目安とする。) また、小学校低学年以下の子どもを連れてくる保護者等に対して、子どもから目を離さないよう注意を促す。
- (4) プール場内での禁止事項・プールごとの留意事項・持ち込みを禁止しているもの等について、決まりを守るよう指導を行う。

2 留意事項

- (1) 監視員は水着を着用していること。
- (2) 水面の監視に当たっては細心の注意を払い、監視業務に全神経を集中すること。
- (3) 危険と思われる行為・危ないと思われる人には、毅然として注意を促すこと。
- (4) 幼児及び小学校低学年の子どもの一人遊びには特に注意を払い、保護者の監視のもとで遊ぶよう指導すること。
- (5) 監視は目の前だけでなく、顔をあげて広く監視すること。
- (6) 監視台で監視中は、緊急時、救助及び交代時以外、監視台から降りないこと。
- (7) 交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、監視台から降りないこと。
- (8) 交代時には、受持ち監視区域を指差し、異常のないことを確認してから、必要事項の申し送りをして交代すること。また、なるべく速やかに交代を行うこと。
- (9) ローテーション等で施設内を移動するときも常に水面を監視し、事故や異常があった場合は、それらへの対応を優先して行動すること。また、プールサイドにゴミなどが落ちているときは、可能な限り拾い最寄りのゴミ箱などに捨てること。
- (10) 利用者から、置き引き盗難・迷子・痴漢・盗撮、その他事故等の情報があった場合は、直ちに管理者又は巡回中の従業者に知らせること。
- (11) 監視中はサングラスを着用してよいが、救助時など入水するときは、可能な限りサングラスを外すようにすること。

[参考-4 学校教育活動における管理組織体制の一例]

出典)「学校における水泳事故防止必携」独立行政法人日本スポーツ振興センター



[参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

| 施設名 | | | プール名 | | |
|----------|--|--|-------------|-------|---------|
| 点検者 | | | 点検日 | 年 月 日 | ～ 年 月 日 |
| 点検項目 | 点 検 内 容 | | | | 点検結果 |
| 施設全体 | プール全体の施設設備の点検は行ったか | | | | 適・否 |
| | プール本体、付属設備等はよく清掃されているか | | | | 適・否 |
| プール本体 | 給排水及び清掃が容易な構造か | | | | 適・否 |
| | 床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か | | | | 適・否 |
| | 適当数の水深表示があるか | | | | 適・否 |
| プールサイド | 滑り止めの構造となっているか | | | | 適・否 |
| | 利用者に危害を及ぼす異物等がないか | | | | 適・否 |
| 給水設備 | プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか | | | | 適・否 |
| | 補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか | | | | 適・否 |
| 排(環)水口 | 蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか | | | | 適・否 |
| | 蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか | | | | 適・否 |
| 消毒設備 | 薬剤の種類： | | 薬剤タンクの容量： 0 | | |
| | 薬剤連続注入装置は良好に作動するか | | | | 適・否 |
| | 薬剤の保管場所は適当か | | | | 適・否 |
| | 薬剤の保管状況は良好か | | | | 適・否 |
| 浄化設備 | 浄化設備はよく清掃されているか | | | | 適・否 |
| オーバーフロー水 | 再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か | | | | 適・否 |
| 区画区分 | 多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか | | | | 適・否 |
| 更衣室 | 男女別に区別されているか | | | | 適・否 |
| | 双方及び外部から見通せない構造か | | | | 適・否 |
| | 利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか | | | | 適・否 |
| 洗浄設備 | シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか | | | | 適・否 |
| 便所 | 男女別に、十分な数があるか | | | | 適・否 |
| | よく清掃されているか | | | | 適・否 |
| | 専用の手洗い設備があるか | | | | 適・否 |
| 換気設備 | 効果的な換気が行える換気設備があるか | | | | 適・否 |
| | 故障又は破損のものはないか | | | | 適・否 |
| 照明設備 | 水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか | | | | 適・否 |
| | 故障又は破損のものはないか | | | | 適・否 |

| 点検項目 | 点検内容 | 点検結果 |
|------------------|---|------|
| くずかご | 適当な場所に十分な数を備えてあるか | 適・否 |
| 資材保管設備 | 測定機器等の必要な資材は適切に保管されているか | 適・否 |
| 採暖室等 | 採暖室又は採暖槽は、よく清掃されているか | 適・否 |
| 掲示設備 | 利用者の注意事項、利用時間、プール全体の見取り図等を利用者の見やすい場所に見やすい大きさとで掲示してあるか | 適・否 |
| 管理体制 | プールの維持管理体制が整備されているか | 適・否 |
| | 維持管理マニュアルが整備されてあるか | 適・否 |
| 緊急連絡体制 | 緊急時の連絡体制が整備されているか | 適・否 |
| 管理責任者 | 管理責任者は、それぞれの役割を確認させているか | 適・否 |
| | 管理責任者は安全・衛生に関する講習会を受講しているか | 適・否 |
| 衛生管理者 | 水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識を有しているか | 適・否 |
| 監視員 | 監視員としての業務が遂行できるか | 適・否 |
| | 十分な数の監視員が確保されているか | 適・否 |
| | 腕章、帽子等で利用者が容易に認識できる措置がなされているか | 適・否 |
| 救護員 | 救急救護訓練を受講しているか | 適・否 |
| | 緊急時に速やかな対応が可能となるよう配置されているか | 適・否 |
| 従業者に対する 研修、訓練 | 研修は行ったか | 適・否 |
| | 訓練は行ったか | 適・否 |
| 排(環)水口の 表示等 | 排(環)水口の位置をプール全体の見取り図に明示し、提示してあるか | 適・否 |
| | 排(環)水口は吸排水口付近の壁又は底面等にその存在を明示してあるか | 適・否 |
| | プール全体の見取り図に排(環)水口の明示方法を明記してあるか | 適・否 |
| 監視所等 | 監視所はその機能を十分に発揮できる位置に設けてあるか | 適・否 |
| | 監視台はプール全体を容易に見渡せる位置に相当数を設けてあるか | 適・否 |
| 管理日誌 | 備えてあるか | 適・否 |
| | 3年間保管してあるか | 適・否 |
| 救命救護器具等 の配置 | 救命具(浮輪等)は、プールサイド等に適切に備えてあるか | 適・否 |
| | 救護室等には、ベッド、担架、救急薬品等が備えてあり、いつでも使用できる状態になっているか | 適・否 |
| | 監視所に、電話、緊急時の連絡先一覧表等が備えてあるか | 適・否 |

[参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例 (管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)]

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

プール管理日誌 (例)

| 責任者 | 作成者 | | | | 年 月 日 曜 天 候 | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|---|---|---|-------------|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| | AM | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | PM | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 使用時間 ←→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 点検時間 — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入場者人員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 気 温 (室 温) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水 温 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遊離塩素 濃度測定値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安全点検(記名) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堅固に固定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 腐食欠落等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目視触診打診 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 監 視 員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救 護 員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救急救護用具 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| * 上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 摘 要 (施設設備の 状況、特記 事項等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

当プールをご利用の皆さまへ

当プールは、次の事項について毎日点検を行い、
施設の安全を確認しています。

平成〇〇年〇月〇〇日
プール管理者 〇〇〇〇
(連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

| 区分 | 点検項目 | 点検結果 |
|--------|---|---|
| 施設関係 | 排(環)水口の蓋等がネジ、ボルト等で堅固に固定され、配管口に吸い込み防止金具が取り付けられているか | (例) 蓋等が堅固に固定され、吸い込み防止金具が取り付けられている。 など |
| | その他管理者が重要と考える項目 | (適宜記載) |
| 管理運営関係 | 監視員が適切に配置されているか | (例) 適切に配置されている など |
| | 監視員に対して、プールの施設・構造や監視業務について十分な指導を行っているか | (例) 十分指導を行っている など |
| | 救命救護器具等は適切に配置され、直ちに使用できるか | (例) 適切に配置され、直ちに使用できる など |
| | その他管理者が重要と考える項目 | (適宜記載) |

(参考) プール指導・管理日誌の様式例

| | | | | | |
|---|---|---|----|----|----|
| 月 | 日 | 曜 | 気温 | °C | 天気 |
|---|---|---|----|----|----|

| | |
|------------------|------|
| プール安全管理点検 | 点検者名 |
|------------------|------|

| | 水 | 残留塩素 | 透明度 | 消毒剤投入量 | PH | 給水 | 止水 |
|------|----|------|-----|--------|----|----|----|
| 大プール | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | | : | : |
| 小プール | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | | : | : |
| 腰洗い槽 | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | | : | : |

| 施設安全点検項目等 | チェック | 対応 |
|------------|------|----|
| 水中の危険物 | 有 無 | |
| プールサイドの危険物 | 有 無 | |
| 水漏れ・給水施設 | 有 無 | |
| 虫や浮遊物 | 有 無 | |
| 水位の状況 | 有 無 | |
| 給水・止水状況の確認 | 有 無 | |

| | | |
|-----------------|-------|------|
| 水泳安全管理点検 | 点検者名： | 指導者： |
|-----------------|-------|------|

| 校時 | プール 大・小 | 入水者数 | | 温度 | | 残留塩素 | 透明度 | 消毒剤 投入量 | 給水 止水 | 点検者 |
|----|------------|-------|----|----|----|------|-----|------------|----------|-----|
| | | 学級・学年 | 人数 | 気温 | 水温 | | | | | |
| | 大・小 | | 人 | °C | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | 給・止 | |
| | 大・小 | | 人 | °C | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | 給・止 | |
| | 大・小 | | 人 | °C | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | 給・止 | |
| | 大・小 | | 人 | °C | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | 給・止 | |
| | 大・小 | | 人 | °C | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | 給・止 | |
| | 大・小 | | 人 | °C | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | 給・止 | |
| | 大・小 | | 人 | °C | °C | mg/ℓ | 良 否 | 個 | 給・止 | |

(引継ぎ事項等)

| | | | | | | | | | |
|----|--|-----|--|----|--|------|--|------|--|
| 校長 | | 事務長 | | 教頭 | | 体育主任 | | 保健主事 | |
|----|--|-----|--|----|--|------|--|------|--|

指導のてびき

ネット上の偏見や差別をなくすためにできること - 「その動画、共有する？」を活用して -

◆目的

- ・インターネット上には人権侵害にあたる情報があることを理解する。
- ・インターネット上の偏見や差別について、自分に関わりのあることとしてとらえ、自分は何ができるかを考える。
- ・インターネットの掲示板などにある差別的な書き込みや誤情報を見抜き、興味本位に拡散したり、間違った考えをそのまま信じたりしないようにする態度を養う。
- ・誤情報や人権侵害にあたる情報に対して、相談や削除等に向けた行動ができることを知る。

◆対象

- ・中学 1 ～ 3 年生

◆時間

- ・50分

◆教材名

- ・「その動画、共有する？」

◆指導にあたって

- ・これまでの経験等から本教材について当事者性を感じる可能性がある生徒については、事前にねらいや学習内容を丁寧に当該生徒や保護者に伝え、理解を得るようにする。
- ・これまで SNS 等を使用する中で悪口を書かれたりいじめに遭ったりした経験のある生徒がいることを想定して、生徒の表情等を丁寧に把握し、変わった様子があればその場で声をかけたり、授業後に気持ちを聞いたりするなど配慮して進める。

◆展開例

| 活動 | 指導のポイント | 留意点 |
|---|--|---|
| <p>● 動画の投稿について考えるという学習のめあてをつかむ。 (10分)</p> | <p>(発問) 今日は動画の投稿について考えてみたいと思います。みんなは動画の共有や投稿をしたことがありますか。それはどんな時に行いますか。</p> <p>◆ 予想される生徒の反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笑えるコンテンツなど面白い動画を見つけたとき。 ・SNS 等で話題になっていることをみんなに知らせたいとき。 ・自分が感動したり、考えさせられたとき。 ・したことがない。 <p>(発問) 友だちが共有した動画を見たとき、皆さんはどうしますか。</p> <p>◆ 予想される生徒の反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すぐに見て、面白かったらリアクションを返す。 ・内容を確認して、他の友だちにシェアする。 ・時間があるときに見て、感想を返す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【今日のめあて】 動画の共有について教材を読んで、自分にできることを考えよう。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が発言しやすい雰囲気をつくるようにする。 ・動画の共有や投稿をしたことがない生徒も、投稿をするならどんなときかを想像して考えるよう促す。 ・不安を抱いている子どもがいることを想定し、生徒の表情の変化など、様子を注意深くみる。 |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| <p>● 教材を読む。 (30分)</p> | <p>(説明) これから教材「その動画、共有する？」を読みます。</p> <p>(発問) アオイの言葉にユウキが考えたことはどんなことでしょうか。自分の考えを理由とともに書き、発表しましょう。(ワークシート記入・発表)</p> <p>◆予想される生徒の反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分が本当に悪いことをしたのかどうか疑問に思った。グループ内で動画を共有しただけで、悪意はなかったから。 ・アオイの言葉を聞いて、友だちが動画を見てどう感じたかを考えた。友だちも自分と同じように面白いと思っていたのか、それとも不快に感じた人がいたのかを考えて迷っていた。 ・アオイの言葉を聞いて初めて動画の差別的な内容に気づいた。それまでは、ただ面白いと思って共有していただけで、差別的な内容が含まれていることに気づいていなかった。 ・前半は面白い動画だったけど、途中から自分も不快に思うところがあったのに、深く考えなかった。 <p>(発問) 登場人物であるユウキ、アオイ、動画を見た友人はどうしたらよかったのでしょうか。(ワークシート記入・発表)</p> <p>◆予想される生徒の反応</p> <p><u>ユウキの場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画を共有する前に不快になった気持ちはどこにあるかを確認し、その内容が差別的かどうかをもっとよく考えるべきだった。 ・友人たちがどう感じるかもっと考えたらよかった。自分が面白いと思っても、他の人が不快に感じるかもしれない。 <p><u>アオイの場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アオイはきつい言い方だとユウキが反発してしまうかもしれないので、冷静に説明できたらよかった。 ・アオイはなぜその動画が問題なのか、具体的な理由を説明するべきだった。そうすれば、ユウキも納得しやすかったと思う。 ・ネット上に動画は残ったままなので、投稿を削除した方がよいとアドバイスできたらよかった。 <p><u>動画を見た友人の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちが共有した動画なので差別を指摘することが難しかったかもしれないが、よくないと感じたのであれば指摘できたらよかった。 <p>(発問) 出てきた考えに対して質問や意見を出し合い交流しましょう。</p> <p>◆予想される生徒の反応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユウキはどうしてその動画が差別的だと気づけなかったんだろう。もっと早く気づくためにはどうしたらよかったのだろう。 ・実際に差別動画を見たことがある。どうすればよかったんだろう。 ・自分がアオイだったら、大人に相談できたらよかったのかなと思う。 ・グループ内で動画を消したとしても、もともとの動画が残っているけど、削除してもらえないのだろうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事例をもとに考えた、悪意がない、差別に気づかないといった正直な思いや感情も自由に表現できるようにする。そのためにも多様な意見や感情を尊重し、否定せずに受け入れる雰囲気をつくるようにする。 ・ユウキの立場だけでなく、アオイの立場からも考えるように促す。 ・さまざまな立場から考え自分がその立場に立った場合、どう行動するかを考えるように促す。 ・正しい行動であっても、感情的な表現は受け取った側に理解のズレや誤解を生むことがあること等アオイの言い方に意見が出た場合は、受けとめながらも、差別動画で深く傷付く人がいるという本質に着目できるようにする。 ・活発に交流できるようにこれまでの意見を整理したり、先にペアやグループで話し合うなど、クラスの実態に合わせ支援する。 |
|---------------------------|--|--|

| | | |
|--------------------------|--|--|
| <p>●ふりかえる。 (10分)</p> | <p>(発問) みんなの意見を聞いて、感じたことを書きましょう。 ※書いた感想を学級全体で共有する。</p> <p>(説明のポイント)</p> <p>インターネット上の偏見や差別をなくすための行動について、意見も活かして考えられるようにするとともに、社会の法整備等の動きについても確認する。</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安易な書き込みをしない（その書き込みで傷付く人はいない?） ・偏見や差別を見抜く力を養う（その情報は正しい?） ・差別的な投稿に出会った時の行動（通報や削除依頼、相談ができる） <p>(説明) 最後に、大阪府の条例、法などネット上の人権侵害を許さないという社会の動きについても知ってほしいと思います。また、実際にネットや SNS 上の動画などについて、周りにいる人以外に相談ができるところを紹介します。何か困ったことがあった際に、相談することもできるので、覚えておいてください。（以下の参考資料 1 や参考資料 6 などの相談窓口例を紹介する）</p> | <p>・出てきた意見から、ネットや SNS 上の情報の扱いについて気をつけることなどポイントになることを確認する。（もともなった情報が正しいかを確認する、人を傷つけたり差別したりするような動画は拡散しない、人権侵害を受けた場合、相談、削除依頼、通報など、できる行動がある 等）</p> |
|--------------------------|--|--|

《参考資料》

1. 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 ネットハーモニー【大阪府】

<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/>



2. インターネットの危険から子供を守る【内閣府】

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_internet_kodomo/index.html



3. インターネットトラブル事例集【総務省】

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/



4. 「インターネット上の人権侵害」に関する参考資料【文部科学省】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322252.htm



5. インターネット上の誹謗中傷への対策【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html



6. インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内【法務省】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862037.pdf



発展編 ～こんな社会の動きから更に学ぶこともできます～

・ネット上の人権侵害について

ネット上の人権侵害について、被差別部落の動画が公開されたことに対して、裁判を起こして訴えている人がいます。プライバシー侵害だとして、当該の動画に対して削除命令が出されました。また、訴えた人の「差別されない権利」を認める判決が令和5年12月に最高裁判所から出されました。（以下のURLは一例です。）

（参考）朝日新聞 HP「被差別部落の地名公表、出版禁止など求めた原告側の勝訴確定 最高裁」

<https://www.asahi.com/articles/ASSD60H68SD6UTIL009M.html?msocid=1563adc5df1365aa17d7be0ddea4649f>

産経新聞 HP「被差別部落掲載の違法確定 最高裁、出版社側敗訴」

<https://www.sankei.com/article/20241206-3E3EZUUBGNXVMEKKXFD4CTFAE/>



・「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」について

インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして令和4年4月1日に施行されました。その後、削除要請等の根拠を明確にするために、以下の内容について、令和5年10月に改正されました。（令和5年10月30日施行。一部は、令和6年4月1日施行。）

（主な条例改正の内容）

- 「不当な差別的言動」を人種等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動や当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発すると判断できる言動と定義。
- 被害者が削除要請を行っても削除されず、不当な差別的言動があることが明らかであるなど必要と認めるときは、府は、プロバイダ事業者等への削除要請等を行うことができる。
- 不当な差別的言動に係る情報を発信・拡散したのに対し、府から情報の削除に向けた説示・助言を行うことができる。

（参考）大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例【大阪府】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken/internet/jourei.html>



・「情報流通プラットフォーム対処法」について

インターネット上の誹謗中傷や著作権侵害などの権利侵害情報が流通した場合に、プロバイダやサイト管理者の損害賠償責任を一定の条件で制限し、適切な削除を促すことなどを目的として、「プロバイダ責任制限法」が制定されました。SNS や動画共有サイトなど大規模なプラットフォームで誹謗中傷・偽情報が深刻化したことや被害者救済が遅れる等の問題があったことから、「情報流通プラットフォーム対処法」と改称し令和7年4月に施行されました。

（主な内容）

- 権利侵害への対応を強化。（大規模プラットフォーム事業者は、被害者からの削除要請に対し、原則7日以内に対応を判断し、結果を通知）
- 大規模プラットフォーム事業者の削除申出窓口の設置・公表を義務化。

（参考）インターネット上の違法・有害情報に対する対応（情報流通プラットフォーム対処法）【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html



ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系

ネットを活用するにあたって、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動力を育成する

| 目標 | ネットを活用するにあたって、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的行動力を育成する | | | | | |
|-----------------------|---|--|--|---|---|-----|
| 校種 | 小学校 | | | 中学校 | | |
| 学年 | 1・2年生 | 3・4年生 | 5・6年生 | 1年生 | 2年生 | 3年生 |
| ネット上の偏見・差別について考える学習活動 | つけない力 | A ネットは便利だけでなく怖さもあることを知る B ネット上のいろいろな情報は本当ではないものもあることを知る | A ネット上で情報を正しく伝達することの難しさを知る B 自分の情報や友だちの情報を守る大切さについて知り、大切にしようとする姿勢を持つ | A 情報を発信する際の、相手や社会への配慮や責任について知る B ネット上で守られるべき人権について知り、守ろうとする姿勢を持つ C ネット上の情報について、常に本当かどうかを考え判断する | A ネット上で発言、発信する際の社会的責任について理解し、責任を持って行動する B ネット上の情報を批判的に捉え、間違いや偏見・差別を見抜く習慣を身につける C ネット上でそもそも自らが差別的行為をせず、自他の人権を守り差別をなくすために具体的に行動する | |
| | 具体的内容 | ア ネットでは世界中の人とつながることができることを知る イ ネットにあることは世界中の人が見ることができ、簡単に消せないことを知る ウ ネットを使う時は、大人と一緒に使うようにする エ 一人で使う時は、見るだけにして書き込みはしない約束を守る（フィルタリングしている時に限る） | ア 文字だけの情報では誤解されることがあることを知る イ 自分が書いたことが他人へ与える影響について知る ウ 書いていることや話されていることについて、本当かどうか確かめる方法を知る エ 事実とは違うことや自分のことを勝手に書かれたり言われたりすることでのような気持ちになるか考える | ア 自分が書いたことが社会へ与える影響について知る イ 国内におけるネット上の規制等に関する法律について知る ウ ネットを活用するにあたって、自分を守る具体的な方法を知る エ 無責任な情報の発信等によって、ネット上で誹謗・中傷をされた被害者の立場に立つて考える | ア ネット上の具体的な差別事象を知る イ 国内外におけるネット上の規制等に関する法律を知る ウ ネット上の偏見や差別に対して、具体的に生きていく方法を知る エ ネット上の誹謗・中傷に対してさまざまな立場に立つて考え、自分に関わりのあることとしてとらえる オ ネット上で出自をさらされるなど差別を受けた人の気持ちについて考える カ ネット上で人権を侵害されながらも差別をなくそうとする人の気持ちを考える キ ネット上の情報に対して、様々な意見を調べた上で自分の考えを持つ習慣を身につける ク 不適切な情報から自分だけでなく、他者も守ることができる具体的な方法を身につける ケ ネット上の偏見・差別を見抜き、自分に関わりのあることとしてとらえ、なくしていくための具体的な方法を身につける | |
| | 教材 | ・メッセージアプリ（SNS など）のつかいかたについてかんがえよう －人権局啓発冊子「みんなとみんち」を活用して－ 【指導のてびき】【教材 1】【教材 2】【ワークシート】 | ・メッセージアプリ（SNS など）での気持ちの伝え方を考えよう －人権局啓発動画「SNS でのすれちがひ」を活用して－ 【指導のてびき】【教材】【ワークシート】 | ・メッセージアプリ（SNS など）での気持ちの伝え方を考えよう －人権局啓発動画「SNS の使い方をもみんなで考えよう！」を活用して－ 【指導のてびき①】【指導のてびき②】【教材】【ワークシート】 | ・ネット上のヘイトスピーチをなくすためにできること－法務省人権啓発ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」を活用して－ 【指導のてびき】【教材】【ワークシート】 | |

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| 人権教育教材集・資料 (教職員専用サイト 要パスワード) 【H23.3】 (H28.10 更新) | ・いまだんなきもち ・わたしらもよせて ・どりあじやんげん ・ホクとぼく | ・みんなでボカボカ ・感情のコントロール ・カラスのイメジは？ ・電子メールがきたよ | ・こんなときどうする ・【ことば】と【笑い】 ・好きなことはいろいろ ・メールはむずかしい？ | ・私のもちあじ ・どう伝えればいいでしよう ・いじめはいろいろな ・インターネットと人権 |
|--|---|---|---|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム (府教育庁) 【H21.3】(毎年更新) (R 4.9 最終更新) | ・ゲームを通じたコミュニケーションについて ・インターネットの正しい使い方を知る ・インターネットの便利さ（楽しいところ等）について知る ・インターネットの不便さ（悪いところ等）について知る | ・SNS の危険性と正しい使い方を知る ・フィルタリングの必要性 ・インターネットへの情報発信 ・スマホ越しのコミュニケーション ・モデルを持って正しく使う ・ネットでいじめにあわないために | ・ネットいじめの問題 ・写真・動画の取扱い ・ゲーム・ネットの依存症 ・ゲームの課金コンテンツ ・トラブルへの対処法 ・困ったときの相談先 | ・個人情報の取扱い ・問題となる書き込み ・著作権 ・位置情報サービス ・機能制限サービス ・書き込み・画像等の削除依頼 |
|--|--|--|--|---|

携帯・ネット上のいじめ等の防止資料（携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（府教育庁））
大阪府情報活用能力ステップシート（自立した学習者をめざして情報活用能力を系統的に育むための体系表（府教育庁））

【総務省】
・インターネットトラブル事例集【R7.4】
・インターネット上の誹謗中傷への対策【R8.2 最終確認】

【文部科学省】

| | | | | | |
|--|--|---|--|---|--|
| 情報モラル指導モデルカリキュラム 【H19.5】 | 情報社会の倫理 | ・約束や決まりを守る ・人の作ったものを大切にすることを | ・相手への影響を考えて行動する ・自分の情報や他人の情報を大切に | ・他人や社会への影響を考えて行動する ・情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する | ・情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する ・個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する ・著作権などの知的財産権を尊重する |
| | 法の理解と遵守 | | ・情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る | ・何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない ・「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する ・契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない | ・違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない ・情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る ・契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する |
| | 安全への知恵 | ・大人と一緒に使い、危険に近づかない ・不適切な情報に出合わない環境で利用する ・知らない人に連絡先を教えない ・決められた利用の時間や約束を守る | ・危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する ・不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する ・情報には誤ったものもあることに気づく ・個人の情報は、他人にもらさない ・健康のために利用時間を決めを守る | ・予測される危険の内容がわかり、避ける ・不適切な情報であるものを認識し、対応できる ・情報の正確さを判断する方法を知る ・自他の個人情報、第三者にもらさない ・健康を害するような行動を自制する ・人の安全を脅かす行為を行わない | ・安全性の面から、情報社会の特性を理解する ・トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る ・情報の信頼性を吟味できる ・自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる ・健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる ・自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる |
| | 情報セキュリティ 公共的なネットワーク社会の構築 | | ・認証の重要性を理解し、正しく利用できる | ・不正使用や不正アクセスされないように利用できる ・情報の破壊や流出を守る方法を知る | ・情報セキュリティの基本的な知識を身につける ・基礎的なセキュリティ対策が立てられる |
| 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 【H26 教材①、②、③、④、⑦、⑧、⑬、⑭】 【H28.2 教材⑤、⑥、⑨、⑩、⑪、⑫】 情報モラル教育ポータルサイト | 【教材 16】スマートフォンやタブレットなどの使えすぎ【動画教材】【概要資料】【指導の手引き】(H31.3 追加) 【教材 17】スマートフォンやタブレットなどの利用マナー【動画教材】【概要資料】【指導の手引き】(R2.3 追加) 【教材 19】学習用タブレットの上手な使い方【動画教材】【概要資料】【指導の手引き】(R3.2 追加) 【資料 22】端末を用いて家庭学習を行う【動画教材】【概要資料】【情報モラル啓発資料】(R5.4 追加) 【資料 24】そのじょうほう、ほんとう？ どうがへん【動画教材】(R6.3 追加) | 【教材 1】ネットゲームに夢中になると...【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 3】そのページ、確認しなくて大丈夫？【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 5】軽い気持ちの I D 交換から...【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 7】ひとりよがりの使い方にならないように【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 9】SNS への書き込みの影響【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 11】パスワードについて考えよう【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 13】うまく伝わったかな？【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 15】SNS を通じた出会いの危険性【動画教材】【概要資料】【指導の手引き】(H31.3 追加) 【教材 18】著作物を公開するためには【動画教材】【概要資料】【指導の手引き】(R2.3 追加) 【教材 20】思ったまま SNS に送信しただけなのに【動画教材】【概要資料】【指導の手引き】(R3.2 追加) 【資料 21】タブレットを活用した学習活動について考えよう【動画教材】【指導案例】(R3.3 追加) 【資料 23】チャットツールを用いた協働学習【動画教材】【概要資料】【情報モラル啓発資料】(R5.4 追加) 【資料 25】本音がわかめよう！ ネット検索編【動画教材】(R6.3 追加) 【資料 28】全部正しいの？ 生成 AI について【動画教材】(R7.3 追加) | 【教材 2】身近にひそむネット依存【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 4】ネット詐欺等に巻き込まれないようにするために【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 6】写真や動画が流出する怖さを知ろう【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 8】情報の記録性、公開性の重大さ【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 10】軽はずみな SNS への投稿【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 12】大切な情報を守るために【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【教材 14】コミュニケーションの取り方を見直そう【動画教材】【教材静止画】【概要資料】【指導の手引き】【ワークシート】 【資料 26】その情報、広めて大丈夫？ SNS 拡散編【動画教材】(R6.3 追加) 【資料 29】うっかり入力？ 個人情報を守るには～生成 AI 編～【動画教材】(R7.3 追加) 【資料 30】あなたが作るもの「著作権侵害してない？」～生成 AI 編～【動画教材】(R7.6 追加) 【資料 31】1 つの情報で大丈夫？ 自分で考える情報選びとは～生成 AI 編～【動画教材】(R7.3 追加) | | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|--|--|--|---|---|
| 読解力 (学習指導要領・国語) 【H29.7】 | ・文章の中の重要な語や文を考えて選び出すこと ・場面の様子に着目して、登場人物の行動を具体的に想像すること | ・目的を意識して、中心となる語や文を見つけて要約すること ・登場人物の気持ちの変化や性格、情景について、場面の移り変わり結び付けて具体的に想像すること | ・目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなど必要な情報を見付けたり、論の進め方について考えたりすること ・人物像や物語などの全体像を具体的に想像したり、表現の効果を考えたりすること | ・目的に応じて必要な情報に着目して要約したり、場面と場面、場面と描写などを結び付けたりして、内容を解釈すること ・文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えること | ・目的に応じて複数の情報を整理しながら適切な情報を得たり、登場人物の言動の意味などについて考えたりして内容を解釈すること ・文章と図表などを結び付け、その関係を踏まえて内容を解釈すること ・観点を明確にして文章を比較するなど、文章の構成や論理の展開、表現の効果について考えること | ・文章を批判的に読みながら、文章に表れているもの見方や考え方について考えること ・文章の構成や論理の展開、表現の仕様について評価すること |
|-------------------------------|--|--|--|--|---|---|

| No. | 名 称 | 作成者 (発行・通知) | 作成年 | 学校配付、HP掲載の有無 |
|-----|--|---------------------|-------------------------------------|------------------|
| 1 | 人権教育基本方針・人権教育推進プラン | 人権教育企画課 | 平成30年3月改 | 各配付/HP |
| 2 | 大阪府人権教育推進計画 | 大阪府 | 令和4年9月改 | HP(下記資料[C])にも収録) |
| 2 | 学校における人権教育の推進のために ―「人権教育推進の方向性」具体化のポイント集― | 人権教育企画課 | 平成26年7月 | 各配付 |
| 3 | 人権教育の指導方法等の在り方について 【第一次とりまとめ】/【第二次とりまとめ】/【第三次とりまとめ】 | 文部科学省 | 平成16年1月/平成18年1月/平成20年3月 | HP(下記資料[C])にも収録) |
| 3 | 人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】策定以降の補足資料～ | 文部科学省 | 令和6年3月改 | 各配付/HP |
| 3 | 人権教育・啓発に関する基本計画(第二次) | 法務省 | 令和7年 | HP |
| 4 | 高校生活支援カード | 高等学校課 | 平成26年3月 | 各配付/HP |
| 5 | 奨学金指導資料 | 高等学校課 | 各年度 | 各配付/HP |
| 5 | キャリア教育を推進するために | 高等学校課 | 平成17年4月 | 各配付/HP |
| 5 | ～子どもたちの生きる力と未来のために～ 大阪府教育委員会キャリア教育指針 | 高等学校課 | 平成19年1月 | 各配付 |
| 5 | 平成18年度キャリア育成推進事業実践事例集 | 高等学校課 | 平成19年3月 | 府立学校配付 |
| 5 | 大阪府キャリア教育プログラム | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成23年3月 | 各配付/HP |
| 5 | 大阪府キャリア教育プログラム キャリア教育の進め方サポートブック | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成24年3月 | 各配付/HP |
| 5 | 進路指導のための資料 | 小中学校課 | 各年度3月 | 各配付/HP |
| 5 | 大阪府キャリア教育リーフレット① キャリア教育を充実させるために | 小中学校課 | 平成31年3月 | 各配付/HP |
| 5 | 大阪府キャリア教育リーフレット② キャリア教育の充実に向けて～キャリア・パスポートの活用～ | 小中学校課 | 令和元年12月 | 各配付/HP |
| 5 | 大阪府版キャリア・パスポート | 小中学校課 | 令和2年1月 | 各配付/HP |
| 5 | 18才からの「シューカツ」教本 第1部「キャリア教育ワーク集」 第2部「就職支援ワーク集」 | 高等学校課 | 平成23年3月 | 府立学校配付/HP |
| 5 | 働く前に知っておくべき13項目 | 商工労働部雇用推進室 労働環境課 | 各年度 | 各配付/HP |
| 5 | 働く前に知っておくべき7項目 | 商工労働部雇用推進室 労働環境課 | 各年度 | 各配付/HP |
| 5 | 高等学校中途退学者・進路未決定者等への就職支援マニュアル(教職員向け) | 商工労働部雇用推進室 就業促進課 | 令和6年2月 | 各配付 |
| 6 | 中退の未然防止のために | 高等学校課 | 平成22年3月 | 各配付/HP |
| 6 | 中退の未然防止のために～実践事例集～ | 高等学校課 | 平成27年5月 | 各配付/HP |
| 7 | 互いに違いを認めあい、ともに学ぶ学校を築いていくために ―本名指導について― | 小中学校課 →高等学校課 | 平成18年3月策定 平成25年4月一部修正 令和6年3月改 | 各配付 |
| 7 | 在日外国人に関わる教育における指導の指針 | 高等学校課 | 令和6年2月 | 各配付 |
| 8 | 多言語による学校生活サポート情報 (韓国・渡日児童生徒学校生活サポート事業) | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成14年度～ | 各配付/HP |
| 9 | 日本語教育学校支援事業 | 児童生徒支援課 →高等学校課 | 平成17年度～ | 各配付/HP |
| 10 | 韓国・渡日児童生徒の受入マニュアル(ようこそOSAKAへ) | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成22年3月 | 各配付/HP |
| 10 | 日本語支援アイデア集(ようこそOSAKAへ パートⅡ) | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成23年3月 | 各配付/HP |
| 10 | 日本語指導実践事例集(ようこそOSAKAへ パートⅢ) | 小中学校課 | 平成28年3月 | 各配付/HP |
| 10 | 日本語指導教材「こんにちは」(小学校版・中学校版) | 教育センター人権教育研究室 | 平成27年3月改 | HP |
| 10 | 高等学校教科用語集 | 児童生徒支援課 →高等学校課 | 平成22年/23年 | 各配付/HP |
| 10 | 高校における韓国・渡日生徒の日本語指導に向けた受け入れマニュアル | 小中学校課 →高等学校課 | 平成25年3月 | 各配付/HP |
| 10 | 外国につながる生徒のための進路選択ブックレット | 高等学校課 | 令和6年8月改 | 各配付/HP |
| 11 | 障がいのある子どもより良い就学に向けて (市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック) | 支援教育課 | 平成26年3月 | 各配付/HP |
| 11 | ともに学び、ともに育つ ―貫いた支援のために ―支援をつなぐ「個別的教育支援計画」の作成・活用― | 支援教育課 | 平成28年3月 | 各配付/HP |
| 11 | 発達障がいについて 保護者の理解を促進するために | 支援教育課 | 平成30年3月改 | 各配付/HP |
| 11 | 「ともに学び、ともに育つ」支援教育の視点を踏まえた学校づくり ―支援教育の視点を踏まえた学校経営のあり方について― | 支援教育課 | 平成31年3月 | 各配付/HP |
| 12 | 「ともに学び、ともに育つ」支援教育のさらなる充実のために | 小中学校課 | 平成25年3月改 | 各配付/HP |
| 13 | 高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための明日からの支援に向けて | 支援教育課 高等学校課 | 平成24年8月 | 各配付 |
| 13 | 高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための共感からはじまる「わかる」授業づくり | 支援教育課 高等学校課 | 平成24年8月 | 各配付 |
| 13 | 高校で学ぶ発達障がいのある生徒のための社会参加をみずさる自己理解 ～「よさ」を活かす指導・支援～ | 支援教育課 高等学校課 | 令和2年9月 | 各配付 |
| 14 | 「ともに学び、ともに育つ」学校づくりをめざして―障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について― | 人権教育企画課 | 令和8年4月改 | 各配付/HP |
| 14 | 「みつめよう一人ひとりを」 | 教育センター支援教育推進室 | 令和6年3月改 | HP |
| 14 | 自立活動ハンドブック(小学校版) | 支援教育課 | 令和3年3月 | 各配付/HP |
| 14 | 自立活動ハンドブック(中学校版) | 支援教育課 | 令和4年3月 | 各配付/HP |
| 14 | 困っている子どもの背景が見えてくる 指導・支援ガイドブック | 教育センター支援教育推進室 | 令和8年3月 | 各配付/HP |
| 15 | 不登校生徒の理解と支援のために～17の事例で考える「見立て」と「支援」 | 教育センター教育相談室 | 平成31年3月 | HP(要パスワード) |
| 15 | 不登校生徒支援のためのアプローチチャート～初期対応を中心に～ | 教育センター教育相談室 | 令和5年3月 | HP |
| 16 | 学校における人権教育推進のための資料集 【事象を教訓化し、学校の取組みを前進させるために】 | 人権教育企画課 | 令和7年3月改 | 各配付 |
| 16 | 教職員のための差別事象対応ワークシート | 人権教育企画課 | 令和5年3月 | 各配付 |
| 17 | この痛み一生忘れえない! 【休罰防止マニュアル】改訂版 | 高等学校課 | 平成19年11月 | 各配付/HP |
| 17 | 力でおさえつける指導は絶対にしない! ～一人ひとりを大切に指導・支援のために | 支援教育課 | 平成31年4月改 | 各配付/HP |

| No. | 名 称 | 作成者 (発行・通知) | 作成年 | 学校配付、HP掲載の有無 |
|-----|---|---------------------|----------------------|----------------------|
| 17 | 不適切な指導・介助等に関する自己チェックシート | 支援教育課 | 令和7年5月改 | 各配付/HP |
| 18 | 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A集 | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成15年3月 | 各配付/HP |
| 18 | 教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために～未然防止・子どもの立場にたった適切な対応の指針～ | 高等学校課 小中学校課 | 平成29年5月改 | 各配付/HP |
| 18 | 教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み(教育委員会・学校園用) | 小中学校課 | 令和3年7月 | 各配付 |
| 19 | すべての児童生徒がかげがえのない存在として尊重される学校づくりのために ―いじめ防止指針― | 小中学校課 高等学校課 | 平成18年3月 | 各配付(下記資料[A])にも収録)/HP |
| 20 | 【いじめ対応プログラムⅠ】「いじめSOSチーム」ワークによる速やかな対応をめざして 【いじめ対応プログラムⅡ】「いじめNO!」宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成19年6、8月 | 各配付/HP |
| 20 | 「心と心をむすぼう―いじめ対応プログラム実践事例集―」 | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成20年7月 | 各配付/HP |
| 20 | 「いじめ対応マニュアル」 | 小中学校課 | 平成24年12月 | 各配付 |
| 21 | 「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」 | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成20年12月 | 各配付/HP |
| 21 | 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」 | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成21年3月 | 各配付/HP |
| 21 | 「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」追加資料 | 小中学校課 | 令和7年12月更新 | 各配付/HP |
| 21 | ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系 | 小中学校課 | 令和8年3月更新 | 各配付/HP |
| 21 | インターネット上の人権侵害の解消に向けた教育用教材 | 小中学校課 | 令和5年3月 | 各配付/HP |
| 21 | 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート | 小中学校課 | 平成26年2月 | HP |
| 21 | 「大阪府いじめ防止基本方針」 | 高等学校課 私学課 | 令和4年4月改 | HP |
| 21 | いじめ対応セルフチェックシート【学校用】【教員用】 | 小中学校課 | 令和元年6月 | HP |
| 21 | いじめ初期対応のてびき | 高等学校課 | 令和7年4月改 | 各配付/HP |
| 22 | 子どもを守る「被害者救済システム」リーフレット | 小中学校課 高等学校課 | 令和元年12月改 | 各配付/HP |
| 23 | 子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～ | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成23年3月改 | 各配付/HP |
| 23 | 子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～ 要点編 | 小中学校課 | 令和元年12月 | 各配付/HP |
| 24 | こどもエンバワメント支援指導事例集 ～こどもを暴力の被害から守る～ | 小中学校課 | 平成19年3月 | 各配付 |
| 25 | 教職員人権研修ハンドブック | 高等学校課 | 平成19年3月/ 令和8年3月更新 | HP |
| 25 | ヘイトスピーチの問題を考えるために―研修用参考資料― | 人権教育企画課 | 令和6年9月改 | 各配付 |
| 25 | 『障害者差別解消法』研修用資料 | 人権教育企画課 | 令和8年4月改 | HP |
| 25 | 性の多様性の理解を進めるために | 人権教育企画課 | 令和2年4月 | 各配付/HP |
| 25 | 次世代の教職員を育てるOJTのすすめ 改訂版 ～学校力の向上をめざして～ | 高等学校課 | 令和3年3月 | HP |
| 25 | 人権教育リーフレット シリーズ | 教育センター人権教育研究室 | 平成26年3月～ | 各配付/HP |
| 25 | 人権教育研修動画シリーズ | 教育センター人権教育研究室 | 令和7年3月更新 | HP |
| 26 | 学校・家庭・地域をつなぐ 保護者等連携のてびき ～子どもたちの健やかな成長のために～(解説・研修編)(事例研究編) | 高等学校課 | 令和8年3月 | 各配付/HP |
| 27 | 人権基礎教育指導事例集 | 人権教育企画課 | 平成16年3月 | 各配付/HP |
| 27 | 人権教育のための資料 1～9 | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 各年度(平成11年3月～平成21年3月) | 小中学校配付 |
| 27 | 小中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集 | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成15年7月 | 各配付/HP |
| 27 | 在日外国人教育のための資料集 (DVD)「違いを認め合い 共に生きるために」(増補版) | 児童生徒支援課 →小中学校課 | 平成26年9月/令和5年3月改 | 各配付 |
| 27 | OSAKA人権教育ABC PartⅠ～5 人権学習プログラム等 | 教育センター人権教育研究室 | 平成19年3月～ | 各配付 |
| 27 | 安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS シリーズ | 教育センター人権教育研究室 | 平成22年3月～ | 各配付 |
| 27 | 安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS 2025年度版 3「子どもの権利について学ぼう」 | 教育センター人権教育研究室 | 令和8年3月 | 各配付 |
| 27 | 安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS 2025年度版 7「障がいのある人も、ない人も、共に参画できる社会をめざして～「合理的配慮」について～」 | 教育センター人権教育研究室 | 令和8年3月 | 各配付 |
| 27 | 安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS 2025年度版 8「海外修学旅行 担当者マニュアルQ&A(2025改訂版)」 | 教育センター人権教育研究室 | 令和8年3月 | 各配付 |
| 27 | 人権教育教材集・資料 | 小中学校課 | 平成28年10月更新 | 各配付/HP |
| 27 | 人権教育教材集・資料 教員用の手引き | 小中学校課 | 平成24年3月 | 各配付/HP |
| 27 | 人権教育実践事例集 -人権教育教材集・資料を活用した実践- | 小中学校課 | 平成29年6月 | 各配付/HP |
| 27 | 新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案 | 小中学校課 | 令和2年7月 | 各配付/HP |
| 27 | 男女共同参画について考えよう | 府民文化部 男女参画・府民協働課 | 令和7年6月更新 | 各配付/HP |
| 27 | 子どもの意見表明権を保障する学校づくり 実践事例集 | 教育センター人権教育研究室 | 令和8年3月 | 各配付/HP |
| 28 | 子どもたちが安心して過ごせる学級づくり～年間を通しての活動例～ | 小中学校課 | 平成29年11月 | 各配付/HP |
| 28 | クラス・学級集団づくりガイドブック | 教育センター人権教育研究室 | 令和2年3月 | 各配付/HP |
| A | 生徒指導の充実のために―子ども支援への観点から―(関係資料を収録) | 小中学校課 | 平成19年3月 | 各配付 |
| B | 「人権教育としての同和教育」資料集 | 人権教育企画課 | 平成17年3月 | 校長宛配付 |
| C | 人権教育関係資料 | 人権教育企画課 | 平成18年3月 | 校長宛配付 |
| D | 人権学習のための資料集(令和6年度版)DVD | 教育センター人権教育研究室 | 令和7年3月 | 各配付 |

【配付有無欄】「各配付」とは府立学校及び市町村教委へ配付の意味です(資料により異なりあり)。